

札幌市 子ども未来局 事業概要

平成 23 年度

目次

I	子ども未来局機構図	1
II	職員構成	2
III	事務分掌	4
IV	平成 23 年度予算概要	12
V	さっぽろ子ども未来プラン（札幌市次世代育成支援対策推進行動計画）	18
VI-1	事業及び施策の概要 ～子ども育成部～	19
1	札幌市ワーク・ライフ・バランス推進事業	19
(1)	企業の認証	19
(2)	認証企業への支援	19
①	アドバイザー派遣	19
②	助成金支給	19
③	契約の待遇	19
④	推進員養成研修	19
⑤	産業振興資金借入利子相当額一部助成	19
2	事業所内保育施設設置促進事業	19
3	児童会館及びミニ児童会館事業	20
(1)	実施事業の内容	20
①	開館日・開館時間	20
②	各種集い	20
③	クラブ活動	20
④	野外活動	20
⑤	自主活動	21
⑥	学習支援活動	21
⑦	子ども運営委員会	21
⑧	合同行事	21
⑨	子育て支援事業	21
⑩	中・高校生の利用促進	21
(2)	児童会館建設状況	22
(3)	ミニ児童会館整備状況	23
(4)	児童会館利用状況	24
(5)	ミニ児童会館利用状況	24
(6)	区民センター児童室利用状況	24
(7)	児童会館館別利用状況（平成 22 年度）	25
(8)	ミニ児童会館館別利用状況（平成 22 年度）	26

4	放課後児童健全育成事業	27
(1)	児童クラブ	27
①	対象	27
②	運営方法	27
③	開設場所（平成23年4月現在）	27
④	事業内容	27
(2)	民間児童育成会	28
①	対象（登録児童）	28
②	実施方法	28
③	助成か所数（平成23年4月現在）	28
④	助成要件（平成23年4月現在）	28
⑤	保護者会費	28
(3)	開設状況	29
①	開設か所数・児童数	29
②	障がいのある児童の受入か所数・児童数	29
③	民間児童育成会助成か所数内訳	29
5	放課後子ども教室モデル事業	30
(1)	実施場所	30
(2)	利用対象児童	30
(3)	実施方法	30
6	少年の健全育成事業	31
(1)	少年団体・育成団体	31
①	少年団体	31
②	青少年育成委員会	33
③	財団法人札幌市青少年女性活動協会	34
(2)	少年国際交流事業	35
①	シンガポール少年少女交流事業	35
②	ノボシビルスク少年交流事業（姉妹都市少年交流事業）	35
(3)	心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動	35
①	地域における子どもを見守る取組の推進	35
②	各種研修会の実施等	36
(4)	少年育成指導員による指導・相談	36
(5)	子どもの権利の推進	37
①	子どもの権利の普及啓発	37
②	札幌市子どもの権利に関する推進計画	38
③	札幌市子どもの権利委員会	38

(6) 子どもの学びの環境づくり	38
(7) その他少年健全育成事業	39
① 札幌市青少年問題協議会	39
② 優良青少年及び青少年育成者表彰	40
③ さっぽろ少年6団体交流事業『友遊K i D' Sランド』	40
④ こどものまち「ミニさっぽろ」	40
⑤ プレーパーク推進事業	40
(8) 少年関連施設	41
① こども人形劇場「こぐま座」	41
② こどもの劇場「やまびこ座」	42
③ 青少年キャンプ場	45
VI-2 事業及び施策の概要 ～子育て支援部～	46
1 児童・母子福祉対策事業	46
(1) 児童福祉施設	46
① 母子生活支援施設	46
② 助産施設	46
③ 児童厚生施設	46
(2) 各種手当・給付事業	46
① 子ども手当	46
② 児童扶養手当	47
③ 札幌市特別奨学金	47
④ 札幌市災害遺児手当及び入学等支度資金	47
(3) 母子家庭・寡婦福祉事業	48
① 母子・婦人相談員	48
② 母子・寡婦福祉資金貸付	48
③ 母子寡婦福祉センター	48
④ 母子家庭等就業支援センター	49
⑤ 母子家庭等日常生活支援事業	49
⑥ 母子家庭等生活資金貸付	50
⑦ 母子家庭自立支援給付金事業	50
⑧ 母子緊急一時保護事業	50
2 子育て支援事業	51
(1) 地域主体の子育てサロン立ち上げ・運営支援事業	51
(2) 児童会館子育てサロンの運営	52
(3) 市役所本庁舎を利用した子育てサロン（シティサロン）	52
(4) 地域子育て支援センター事業	52

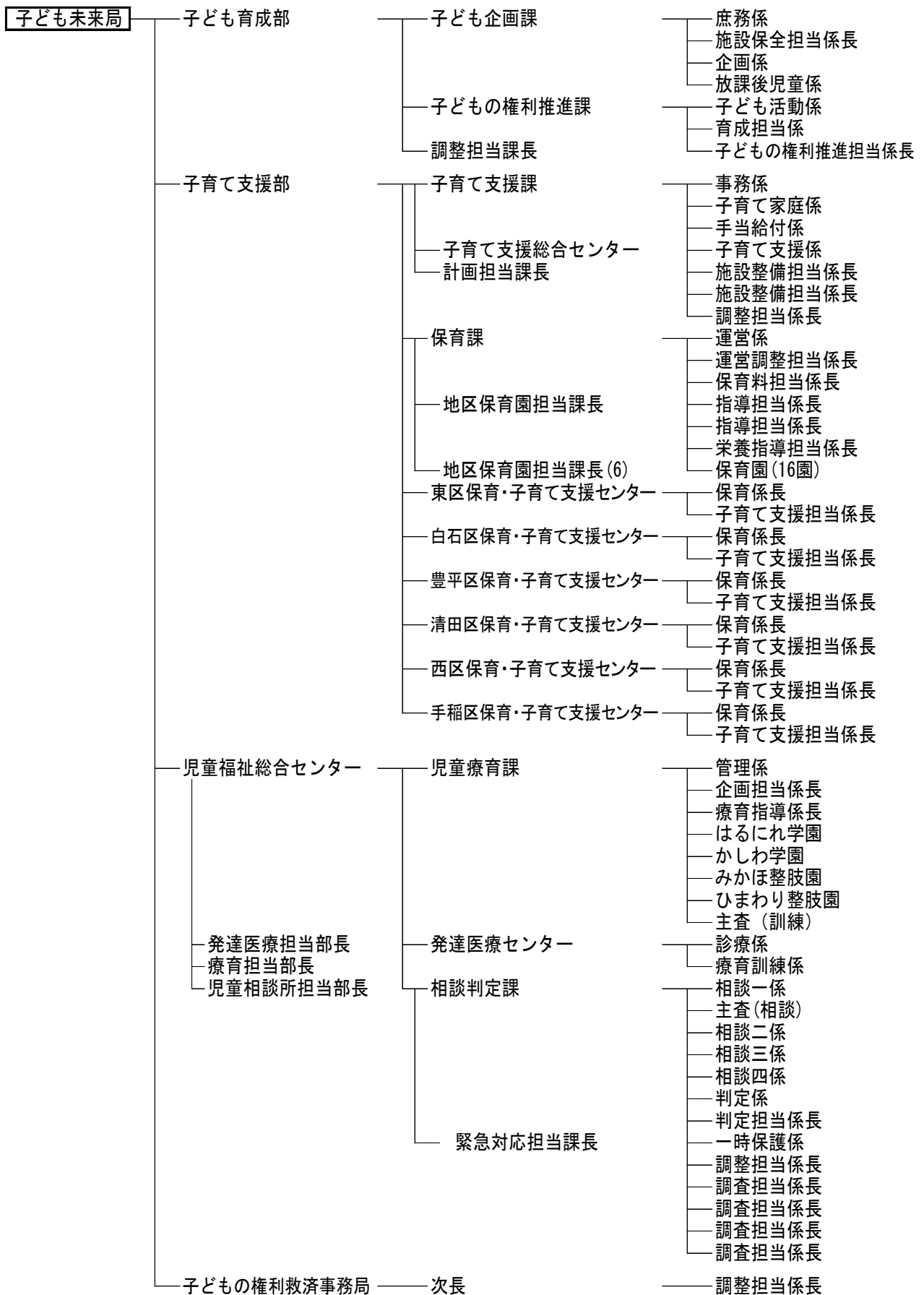
(5) 区保育・子育て支援センター事業	53
① 概要	53
② 事業内容	53
(6) 地域子育て支援事業	55
① 概要	55
② 事業内容	55
(7) 子育て支援総合センター事業	57
① 概要	57
② 事業内容	57
(8) その他の子育て支援事業	58
① さっぽろ子育てサポートセンター事業	58
② 札幌市こども緊急サポートネットワーク事業	59
③ 絵本基金「子ども未来文庫」事業	60
④ さっぽろ親子絵本ふれあい事業	60
3 保育事業	61
(1) 保育所	61
① 認可保育所の整備状況	61
② 認可保育所入所状況	63
③ 保育所運営費の負担及び保育料	64
④ 私立認可保育所に対する各種助成	66
⑤ 公設民営保育所に対する助成	68
⑥ 認可外保育施設への指導	68
(2) 多様化する保育需要への対応	69
① 延長保育促進事業	69
② 一時保育促進事業	70
③ 夜間保育事業	70
④ 乳児保育事業	71
⑤ 障がい児保育事業	71
⑥ 保育所地域活動事業（特別保育科目設定実施事業）	72
⑦ 家庭的保育事業（保育ママ）	73
⑧ 病後児デイサービス事業	74
⑨ 休日保育事業	75
⑩ 食物アレルギー児保育事業	75
(3) 保育センター	75
① 保育所職員の研修の実施	75
② 調査研究室の運営	75

VI-3 事業及び施策の概要 ～児童福祉総合センター～	76
1 相談業務	76
(1) 相談種別と内容	76
(2) 相談の流れと関係機関	77
(3) 受理件数及び措置件数	78
(4) 児童虐待相談の状況	79
① 虐待相談	79
② 児童虐待の通告受付状況	80
③ 児童虐待の相談・対応体制の強化	81
④ 児童虐待関係機関等との連携の強化	81
⑤ 児童虐待予防・防止の啓発活動の強化	81
(5) メンタルフレンド事業	82
(6) 里親・里子の状況	82
① 里親制度の意義	82
② 里親・里子の現状	82
③ 里親制度の拡充	83
(7) 児童家庭支援センター	84
2 判定業務	86
(1) 診断及び検査の状況	86
(2) 通所指導・心理療法の状況	88
3 一時保護業務	90
4 家庭児童相談室	91
5 療育指導業務	92
(1) 先天性障がい児早期療育事業（こやぎの広場）	92
① 平成22年度登録状況	92
② 主たる疾患	92
(2) 発達に心配のある子どもの療育支援事業（さっぽ・こども広場）	92
① 保健センターにおける療育支援事業	92
② 児童福祉総合センター及び児童会館などにおける療育支援事業	92
③ 心理検査所見	92
6 障害児通園事業	93
(1) 知的障害児通園施設	93
① はるにれ学園	93
② かしわ学園	93
(2) 肢体不自由児通園施設	93
① みかほ整肢園	93

② ひまわり整肢園	93
7 児童福祉対策事業	94
(1) 児童養護施設	94
(2) 乳児院	94
(3) ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	94
(4) 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	94
(5) 地域小規模児童養護施設	94
8 発達医療センター	95
VI-4 事業及び施策の概要 ～子どもの権利救済事務局～	96
1 子どもの権利救済機関の制度	96
(1) 制度の趣旨	96
(2) 運営体制	96
(3) 制度の仕組	97
2 相談・救済の申立て	98
(1) 相談活動	98
(2) 調整活動	98
(3) 救済の申立て	99
3 広報・啓発	99
4 関係機関との連携	99
VII 施設一覧	100
1 認可保育所	100
2 児童会館	106
3 ミニ児童会館	111
4 放課後子ども教室（モデル事業）	112
5 区民センター児童室	112
6 児童遊園	112
7 こども劇場	112
8 助産施設	112
9 母子生活支援施設	112
10 母子福祉施設	112
11 乳児院	113
12 児童養護施設	113
13 地域小規模児童養護施設	113
14 児童家庭支援センター	113
15 ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	113
16 自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）	113

I 子ども未来局機構図

(平成23年7月7日現在)



II 職員構成

(平成23年7月1日現在)

局	部	課	係	事務職員	技術職員	業務職員	技能職員	計
子ども未来局	子ども育成部	子ども企画課	庶務係	(※1) 8				8
			施設保全担当係		1			1
			企画係	3				3
			放課後児童係	6				6
			子ども企画課計	17	1			18
		子どもの権利推進課	子ども活動係	(※3) 7				7
			育成担当	2				2
			子どもの権利推進担当	3				3
			子どもの権利推進課計	12				12
			子ども育成部計	29	1			30
	子育て支援部	子育て支援課	事務係	(※2) 8				8
			子育て家庭係	5				5
			手当給付係	8				8
			子育て支援総合センター		(※3) 8			8
			施設整備担当	(※3) 6				6
			調整担当	2				2
			子育て支援課計	29	8			37
		子育て支援課	運営係	(※3) 8				8
			運営調整担当	1				1
			指導担当		(※3) 4			4
			栄養指導担当		3			3
			保育料担当	3				3
			保育園		191	14		205
			保育課計	12	198	14		224
			東区保育・子育て支援センター		(※3) 25	1		26
			白石区保育・子育て支援センター		(※3) 31	1		32
			豊平区保育・子育て支援センター		(※3) 28	1		29
清田区保育・子育て支援センター		(※3) 22	1		23			
西区保育・子育て支援センター		(※3) 26	1		27			
手稲区保育・子育て支援センター		(※3) 28	1		29			
子育て支援部計	41	366	20		427			

注：人数は現員であるため、休職中、派遣及び兼務の人数は含まれない。

※1 局部課長職を含む。

Ⅱ 職員構成

局	部	課	係	事務職員	技術職員	業務職員	技能職員	計	
子ども未来局	児童福祉総合センター	児童療育課	管理係	(※2) 9	2		1	12	
			企画担当	2	1			2	
			療育指導係		11			11	
			はるにれ学園	2	12		1	15	
			かしわ学園	2	16	1	1	20	
			みかほ整肢園	2	14	1		17	
			ひまわり整肢園	2	10	1	1	14	
		児童療育課計			19	65	3	4	91
		発達医療センター	診療係	1	(※4) 8				9
			療育訓練係			14			14
			発達医療センター計		1	22			23
		相談判定課	相談一係	(※3) 8	(※4) 3				11
			相談二係	6	1			7	
			相談三係	7				7	
			相談四係	7				7	
			判定係	11	1			12	
			判定担当	1				1	
			一時保護係	5	8			13	
			調整担当	(※3) 5				5	
			調査担当	3	1			4	
		相談判定課計			53	14			67
		児童福祉総合センター計			73	101	3	4	181
		子どもの権利救済事務局（調整担当）			(※3) 3				3
		子ども未来局計			146	468	23	4	641

注：人数は現員であるため、休職中、派遣及び兼務の人数は含まれない。

※2 部課長職を含む。

※3 課長職を含む。

※4 部長職を含む。

Ⅲ 事務分掌

1 子ども育成部

(平成 23 年 4 月 1 日現在)

子ども育成部
子ども企画課
庶務係
(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整 (2) 局長の秘書 (3) 公印の管理 (4) 部内、子育て支援部及び子どもの権利救済事務局の経理 (5) 寄附金品の受理 (6) 局実施プランの策定・進捗管理に係る総括調整 (7) 局の広報に係る総括調整 (8) 局内他部課係等の主管に属しないこと。
施設保全担当係長
(1) 局所管施設の保全・修繕等に関すること（シックハウス・耐震対策等含む） (2) 局所管施設の整備に関すること。 (3) 児童会館の新築・改築・修繕（保全）計画に関すること（児童会館のあり方検討含む）。
企画係
(1) 子どもに関する施策の調査、企画及び総括調整 (2) 次世代育成支援対策推進行動計画の策定と進捗管理に関すること。 (3) 札幌市次世代育成支援対策推進協議会に関すること。 (4) 札幌市子どもの権利総合推進本部に関すること。 (5) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の啓発事業に関すること。
放課後児童係
(1) 放課後児童健全育成事業の調査・研究 (2) 児童会館・ミニ児童会館に関すること（児童会館のあり方検討を含む）。 (3) 児童クラブに関すること。 (4) 放課後子どもプランに関すること。 (5) 放課後子ども教室推進事業に関すること。 (6) 民間児童育成会に関すること。 (7) 放課後児童の利用統計に関すること。 (8) 放課後児童健全育成団体に対する補助金の交付に関すること。
子どもの権利推進課
子ども活動係
(1) 子どもの健全育成に係る調査研究、事業の企画及び総括調整 (2) 子どもの育成指導、子どもの活動推進 (3) 子ども会の育成及び少年リーダーの養成に関すること。 (4) (社)札幌市子ども会育成連合会の支援に関すること。 (5) 少年団体の連絡調整及び交流事業の実施 (6) 大志塾事業の企画実施 (7) 少年国際交流事業の企画実施 (8) 青少年キャンプ場の管理及び運営 (9) (財)札幌市青少年女性活動協会に関すること。 (10) こども劇場に関すること。 (11) ミニさっぽろ事業の実施 (12) 札幌市青少年問題協議会の庶務 (13) 課内他係の主管に属さないこと。
育成担当係長
(1) 少年育成指導員に関すること。 (2) 青少年育成委員会に関すること。

<ul style="list-style-type: none"> (3) 札幌市青少年育成大会（札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰を含む）に関する事。 (4) 中学校区青少年健全育成推進会に関する事。 (5) 指導の統計に関する事。 (6) 子どもの安全対策に関する事。 (7) 札幌市学校教護協会に関する事。 (8) 補導センター等関係機関及び関係団体との調整に関する事。 (9) 北海道青少年健全育成条例に関する事。 (10) 北海道青少年育成協会との調整に関する事。
子どもの権利推進担当係長
<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの権利の推進に関する事。 (2) 子どもの権利の啓発に関する事。 (3) 子ども議会に関する事。 (4) 子どもの権利委員会に関する事。 (5) 子どもの権利に関する推進計画の進捗管理に関する事。 (6) 子どもの学びの環境づくりに関する事。
子どもの権利推進課調整担当課長
<ul style="list-style-type: none"> (1) 子どもの学びの環境づくりに係る総括調整に関する事。 (2) 子どもの権利に関する普及啓発事業の企画等の総括調整に関する事。 (3) 青少年問題（さっぽろ子ども・若者支援地域協議会関連）に関する事。

2 子育て支援部

子育て支援部
子育て支援課
事務係
<ul style="list-style-type: none"> (1) 部内の庶務に関する事。 (2) 市立保育所職員の人事、労務管理に関する事。 (3) 市立保育所の臨時職員及び非常勤職員の任用関係事務に関する事。 (4) 課（子育て家庭係の所管に係るものを除く。）、保育課及び各保育・子育て支援センターの経理に関する事。 (5) 市立保育所の管理、運営に係る各種業務委託に関する事。 (6) 市立保育所及びしらぎく荘の維持管理に関する事。 (7) 市立保育所入所児童に係る災害給付金等に関する事。 (8) 部所管の公有財産の管理に関する事。 (9) 部内他課係等の主管に属しない事。
子育て家庭係
<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域子育て支援事業に係る事務の総括調整に関する事（子育て支援係の所管に係るものを除く。）。 (2) 母子及び寡婦福祉法の施行に係る総括調整に関する事。 (3) 札幌市母子家庭等自立促進計画に関する事。 (4) 母子福祉団体との連絡調整に関する事。 (5) 母子寡婦福祉センターに関する事。 (6) 母子家庭等日常生活支援事業に関する事。 (7) 母子家庭自立支援給付金事業に関する事。 (8) 母子寡婦福祉資金事務の総括調整に関する事。 (9) 母子・婦人相談の総括調整に関する事。 (10) 児童福祉施設（母子生活支援施設及び助産施設に限る。次号から第14号及び第16号から第18号において同じ。）の入所事務の総括調整に関する事。 (11) 児童福祉施設の運営指導（施設運営）に関する事。 (12) 児童福祉施設の事務費等保護単価の設定及び運営費の支弁に関する事。 (13) 児童福祉施設に対する各種補助金の交付に関する事。

Ⅲ 事務分掌

(14) 児童福祉施設の整備計画に関すること。 (15) しらぎく荘に係る指定管理者制度に関すること。 (16) 区保健福祉部に対する事務指導監査（母子寡婦福祉法関係及び児童福祉施設入所事務関係）に関すること。 (17) 区保健福祉部職員等に対する研修（母子寡婦福祉法関係及び児童福祉施設事務等）に関すること。 (18) 児童福祉施設入所者徴収金の改定及び収納対策に関すること。 (19) 特別奨学金事務の総括調整に関すること。 (20) 母子寡婦福祉資金貸付会計の経理に関すること。
手当給付係
(1) 児童扶養手当の認定及び支給に関すること。 (2) 子ども手当（児童手当）支給事務の総括調整に関すること。 (3) 災害遺児手当及び災害遺児入学等支度資金支給事務に係る総括調整に関すること。
子育て支援課子育て支援総合センター担当課長
(1) 子育て支援係所管事務の総括調整に関すること。
子育て支援係
(1) 子育て支援総合センターの管理運営に関すること。 (2) 地域子育て支援事業の総括調整、事業実施要領の作成に関すること。 (3) 地域子育て支援センター事業の連絡調整に関すること。 (4) 子育て支援に係る情報の調査及び提供に関すること。 (5) 情報誌等の編集発行に関すること。 (6) 子育て支援関係機関・団体との連携・調整に関すること。 (7) さっぽろ市民子育て支援宣言事業に関すること。 (8) さっぽろ親子絵本ふれあい事業の実施に関すること。
子育て支援課計画担当課長
(1) 施設整備担当係長及び調整担当係長所管事務の総括調整に関すること。
施設整備担当係長(2)
(1) 保育所の整備計画に関すること（調整担当係長の所管に係るものを除く。）。 (2) 児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設及び助産施設に限る。次号及び第4号において同じ。）及び母子福祉施設の整備に関すること。 (3) 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関すること。 (4) 児童福祉施設に係る整備資金の借入及び利子補助に関すること。 (5) 認定こども園に関する北海道との連絡調整に関すること。
調整担当係長
(1) 子育て支援課と保育課の両課にまたがる事業の企画・計画段階における、各係との連絡調整等に関すること。 (2) 区保育・子育て支援センターの整備計画に関すること。 (3) 市立保育所の再編に関すること。
保育課
運営係
(1) 保育所（市立保育所を除く。第3号から第6号において同じ。）の運営指導（施設運営）に関すること。 (2) 保育所に対する運営費の支弁に関すること。 (3) 保育所に対する各種補助金の交付に関すること（子育て支援課の所管に係るものを除く。）。 (4) 札幌市私立保育所連合会等、認可保育所団体との連絡調整に関すること。 (5) 市立保育所に係る指定管理者制度に関すること。 (6) 課内他係の主管に属しないこと。

運営調整担当係長

- (1) 保育所・保育サービスに係る新規事業の企画調整に関する事。
- (2) 保育所の入所事務の総括調整に関する事。
- (3) 保育所定員超過協議に関する事。
- (4) 家庭的保育事業の総括調整に関する事。
- (5) 病後児デイサービス事業の総括調整に関する事。
- (6) 市立保育所の運営指導（施設運営）に関する事。
- (7) 札幌市保育園医研究会の運営に関する事。
- (8) 私立保育所における園医及び嘱託歯科医の選任に係る医師会及び歯科医師会との連絡調整に関する事。
- (9) 保育センターの運営管理に関する事。
- (10) 児童遊園に関する事（他部の所管に係るものを除く。）。
- (11) 区保健福祉部に対し子育て支援部が行う事務指導監査の総括及び保育所入所事務指導監査に関する事。
- (12) 区保健福祉部職員等に対する研修（児童福祉法現業員等への基礎研修、保育所事務等）に関する事。

保育料担当係長

- (1) 保育料の調査決定に関する事。
- (2) 保育料の収納管理、滞納処分に関する事。
- (3) 保育料の改定及び収納対策に関する事。

保育課地区保育園担当課長

- (1) 指導担当係長及び栄養指導担当係長所管事務の総括調整に関する事。
- (2) 市立保育所職員の人事、労務管理に係る総括調整に関する事。

指導担当係長(2)

- (1) 児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設及び助産施設に限る。次号において同じ。）の運営指導（処遇）に関する事。
- (2) 児童福祉施設入所者に係る苦情・相談等に関する事。
- (3) 札幌市保育所職員研修会の実施に関する事。
- (4) 保育所における質の向上のアクションプログラムに関する事。
- (5) 日本保育協会等（外部団体）主催研修の参加者調整に関する事。
- (6) 日本保育協会等（外部団体）主催研修に係る講師派遣の調整に関する事。
- (7) 幼保連携研修に関する事。
- (8) 市立保育所の視察に関する事。
- (9) 市立保育所の実習生受入の調整及び実習計画の作成に関する事。
- (10) 市立保育所の職業体験受入の調整に関する事。
- (11) 市立保育所の会議等に関する事。
- (12) 保育所・幼稚園・小学校の連携に関する事。
- (13) 家庭的保育事業に係る保育ママ及び補助者の支援に関する事。
- (14) 障がい児保育巡回指導及び認定審査会の庶務に関する事。
- (15) 障がい児保育巡回指導専門員の選任及び委嘱に関する事。
- (16) 障がい児保育研修会に関する事。
- (17) 認可外保育施設に対する保育内容の指導及び実態調査・報告に関する事。
- (18) 事業所内保育施設の調査・指導に関する事。
- (19) 認可外保育施設の職員研修に関する事。

栄養指導担当係長

- (1) 児童福祉施設（保育所、母子生活支援施設及び助産施設に限る。次号において同じ。）の栄養管理、衛生管理に関する事。
- (2) 児童福祉施設の給食に係る職員研修に関する事。
- (3) 保育所における食育に関する事。
- (4) 保育所の「札幌市保育所給食基準献立」の作成に関する事。
- (5) 保育所の食育、給食、食物アレルギー等の調査、報告に関する事。
- (6) 家庭的保育事業に係る食事及び衛生管理の支援に関する事。

Ⅲ 事務分掌

保育課地区保育園担当課長(6) (東・白石・豊平・清田・西・手稲区保育・子育て支援センター所長兼務)
保育園(16園)
(1) 児童福祉法に基づく保育に欠ける乳幼児の保育に関する事。
保育・子育て支援センター(東・白石・豊平・西・手稲区)
保育係
(1) 児童福祉法に基づく保育に欠ける乳幼児の保育に関する事。 (2) 家庭的保育事業に係る連携保育所が担う事業の実施に関する事。
子育て支援担当係長
(1) 地域子育て支援事業の実施に関する事。 (2) 子育てに関する市内他機関との連携・調整に関する事。
保育・子育て支援センター(清田区)
保育係
(1) 児童福祉法に基づく保育に欠ける乳幼児の保育に関する事。 (2) 家庭的保育事業に係る連携保育所が担う事業の実施に関する事。 (3) 札幌市認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に関する事。
子育て支援担当係長
(1) 地域子育て支援事業の実施に関する事。 (2) 子育てに関する他機関との連携・調整に関する事。 (3) 札幌市認定こども園にじいろに係る照会及び施設見学に関する事。

3 児童福祉総合センター

児童福祉総合センター
児童療育課
管理係
(1) 児童所持物件の受払に関する事。 (2) 公印の管理に関する事。 (3) 業務用車両の運行管理に関する事。 (4) 庁舎等の維持管理及び公有財産の管理に関する事。 (5) 児童相談所業務等に係る統計及び報告に関する事。 (6) 給食の提供並びに栄養相談及び栄養指導に関する事。 (7) 発達医療センターの運営管理の調整に関する事。 (8) 費用徴収額確認書の整理及び保管に関する事。 (9) 児童福祉施設(保育所、母子生活支援施設及び助産施設を除く)及び里親に対する措置費の支弁に関する事。 (10) 障がい児施設等に対する施設給付費の支弁に関する事。 (11) 被措置児童に係る費用徴収に関する事。 (12) 医療費に係る医師会及び国保連合会との連絡に関する事。 (13) 被措置児童に係る医療費の支弁に関する事。 (14) 児童台帳の整備及び受診券の交付に関する事。 (15) 補装具、移送費、施術費等の児童保護措置費の支弁に関する事。 (16) 被措置児童に係る市単独事業の実施に関する事。 (17) センター内の経理に関する事。 (18) センター内他課係の主管に属しない事。
企画担当係長
(1) 児童福祉施設(障がい児施設、保育所、母子生活支援施設及び助産施設を除く。次号から第6号までにおいて同じ。)の整備計画及び整備に関する事。 (2) 児童福祉施設の設置認可並びに廃止及び休止の承認に関する事。 (3) 児童福祉施設の運営指導に関する事。

<ul style="list-style-type: none"> (4) 児童福祉施設事務費等保護単価の設定に関すること。 (5) 児童福祉施設に対する各種補助金の交付に関すること。 (6) 子育て短期支援事業の総括調整に関すること。 (7) 区保健福祉部職員等に対する研修（児童福祉法関係）に関すること。 (8) 区家庭児童相談室の総括に関すること。 (9) 児童相談所事務指導監査及び審査請求事務に関すること。 (10) 要保護児童対策地域協議会に関すること。
療育指導係
<ul style="list-style-type: none"> (1) 発達遅滞等に係る児童の療育支援に関すること。
はるにれ学園
<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前の知的障がい児に対する集団的、個別的指導に関すること。
かしわ学園
<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前の知的障がい児に対する集団的、個別的指導に関すること。
みかほ整肢園
<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前の肢体不自由児に対する日常生活上の訓練に関すること。
ひまわり整肢園
<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前の肢体不自由児に対する日常生活上の訓練に関すること。
主査〔訓練〕
<ul style="list-style-type: none"> (1) 就学前の肢体不自由児に対する機能訓練指導に関すること。
児童福祉総合センター発達医療担当部長
<ul style="list-style-type: none"> (1) 発達医療センターの統括 (2) 診療（診察、医学的検査、治療等及び生活指導）に関すること。 (3) 関係機関の派遣診療に関すること。 (4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、児童指導員及び保育士が行う療育の評価及び技術指導に関すること。 (5) 心理判定員及び心理療法担当職員が行う心理療法、児童福祉司が行う指導への必要な指導に関すること。
児童福祉総合センター療育担当部長
<ul style="list-style-type: none"> (1) 診療（診察、医学的検査、治療等及び生活指導）に関すること。 (2) 関係機関の派遣診察に関すること。 (3) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が行う療育の評価並びに技術指導に関すること。
発達医療センター
診療係
<ul style="list-style-type: none"> (1) 診療の補助業務に関すること。 (2) 心身障がい児の外来患者の看護に関すること。 (3) 心身障がい児の付添保護者への指導に関すること。 (4) 薬品等の管理に関すること。 (5) 発達医療センターの納入通知書の発行、診療報酬の請求並びに医療費の調定及び消込みに関すること。
療育訓練係
<ul style="list-style-type: none"> (1) 心身障がい児の理学療法、作業療法及び言語療法並びに保育に関すること。 (2) 心身障がい児に係る家庭療育の指導及び援助に関すること。
児童福祉総合センター児童相談所担当部長
<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法に定める児童相談所長の事務に関すること。 (2) 札幌市児童相談所長事務委任規則に定める事務に関すること。

Ⅲ 事務分掌

相談判定課
相談一係
主査〔相談〕
(1) 児童のケースの受理会議及び援助方針会議に関すること。 (2) 里親の登録・助言・研修・その他援助に関すること。 (3) 児童福祉施設、保健福祉部等関係機関との連絡調整（児童福祉総合センター所長が定める区の区域のみ。第4号から6号において同じ）に関すること。 (4) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。 (5) 里親の指導に関すること。 (6) 児童福祉法第56条に基づく費用徴収額確認に関すること。 (7) 児童票の保管に関すること。 (8) 公印（児童相談所長印に限る）の管理に関すること。 (9) メンタルフレンド事業に関すること。
相談二係
(1) 児童福祉施設、保健福祉部等関係機関との連絡調整（児童福祉総合センター所長が定める区の区域のみ。第2号から第4号において同じ）に関すること。 (2) 児童及び家庭についての相談調査、指導及び措置事務に関すること。 (3) 里親の指導に関すること。 (4) 児童福祉法第56条に基づく費用徴収額確認に関すること。
相談三係
(1) 児童福祉施設、保健福祉部等関係機関との連絡調整（児童福祉総合センター所長が定める区の区域のみ。第2号から第4号において同じ）に関すること。 (2) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。 (3) 里親の指導に関すること。 (4) 児童福祉法第56条に基づく費用徴収額確認に関すること。
相談四係
(1) 児童福祉施設、保健福祉部等関係機関との連絡調整（児童福祉総合センター所長が定める区の区域のみ。第2号から第4号において同じ）に関すること。 (2) 児童及び家庭についての相談、調査、指導及び措置事務に関すること。 (3) 里親の指導に関すること。 (4) 児童福祉法第56条に基づく費用徴収額確認に関すること。
判定係
(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること。 (2) 判定業務に関する各種統計に関すること。 (3) 判定書等諸証明の交付に関すること。 (4) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること。 (5) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること。 (6) 研修に関すること。
判定担当係長
(1) 児童、保護者等の心理診断及び心理療法に関すること。 (2) 判定業務に関する各種統計に関すること。 (3) 判定書等諸証明の交付に関すること。 (4) 児童の精神発達、心身障がい、性格等についての精神医学的診断に関すること。 (5) 児童の心身の発達、栄養疾患、機能障がい等についての小児医学的診断に関すること。
相談判定課緊急対応担当課長
(1) 一時保護係、調整担当係長及び調査担当係長の所管事務の総括調整

一時保護係
(1) 緊急一時保護に関すること。 (2) 一時保護児童の行動観察に関すること。 (3) 短期入所による生活指導に関すること。
調整担当係長
(1) 児童虐待通告に係る相談及び調査等に係る調整に関すること。 (2) 被虐待児の緊急一時保護の実施に係る調整に関すること。 (3) 児童福祉法第 28 条及び第 33 条の 6 に係る調整に関すること。 (4) 児童虐待関係機関との連絡調整、研修、啓発に係る調整に関すること。 (5) 児童虐待に係る統計に関すること。
調査担当係長(4)
(1) 児童虐待通告に係る相談及び調査等に関すること。 (2) 被虐待児の緊急一時保護の実施に関すること。 (3) 児童福祉法第 28 条及び第 33 条の 6 に関すること。 (4) 児童虐待関係機関との連絡調整、研修、啓発に関すること。

4 子どもの権利救済事務局

子どもの権利救済事務局
次長
調整担当係長
(1) 子どもの権利救済制度の調査研究に関すること。 (2) 子どもの権利侵害の相談及び救済の申立て等の処理に係る事務手続に関すること。 (3) 子どもの権利救済委員、調査員及び相談員に関すること。

IV 平成 23 年度予算概要

[一般会計]

(単位：千円)

局・部（事業名）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率（％）
子ども未来局	81,151,733	72,422,440	8,729,293	12.1
子ども育成部	3,963,856	3,802,194	161,662	4.3
少年活動推進費	314,845 (317,202)	少年団体活動促進費 少年健全育成推進費 少年育成指導員費 子どもの権利推進事業費 子どもの権利救済機関運営管理費 ミニさっぽろ開催費負担金等 その他少年活動推進費	149,183 15,195 45,653 6,600 44,900 6,000 47,314	
少年国際交流事業費	8,450 (5,580)	シンガポール少年交流事業費 派遣 14人 ノボシビルスク少年交流事業費 派遣 13人 姉妹都市少年交流事業費 太田（テジョン）広域市、ノボシビルスク市と共同開催 受入 各20人	2,200 1,250 5,000	
子ども劇場運営管理費	59,850 (59,850)	子ども劇場運営管理費 2館	59,850	
児童健全育成費	242,100 (221,641)	札幌市児童育成会運営委員会補助金 民間児童育成会 52か所 対象学年を3年生までから4年生までに拡大	242,100	
子ども育成関係費	59,834 (39,614)	ワーク・ライフ・バランス推進事業費 ワーク・ライフ・バランスに配慮する職場環境づくりに取り組む企業の支援 事業所内保育施設設置促進事業 事業所内保育施設設置促進のための設置費の一部を助成 その他子ども育成関係費	17,000 10,000 32,834	

※「本年度予算額」は、肉付補正を含む。

※（ ）内は前年度予算を示す。

IV 平成23年度予算概要

(単位：千円)

局・部（事業名）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率（％）
児童会館運営管理費	3,200,477 (3,055,267)	児童会館運営管理費 104か所 児童クラブの対象学年を3年生までから 4年生までに拡大		2,280,489
		ミニ児童会館運営管理費 70か所（うち3か所は開設準備）		860,683
		放課後子ども教室推進モデル事業費 ミニ児童会館の整備が困難な小学校における 放課後の居場所をつくるモデル事業等		10,410
		児童会館安全対策費 児童会館等における修繕必要か所のデータ化 及び安全管理事例集の作成		48,895
児童会館整備費	78,300 (92,800)	ミニ児童会館施設設備整備費 4か所		78,300
子育て支援部	71,923,400	63,552,271	8,371,129	13.2
助産施設費	79,467 (78,945)	助産施設費 5か所		79,467
母子生活支援施設運 営費	270,467 (258,345)	母子生活支援施設運営費 6か所		255,685
		母子生活支援施設地域交流促進事業費 母子生活支援施設の地域開放業務等を促進		14,782
災害遺児手当支給費	7,944 (8,736)	災害遺児手当支給費 災害遺児手当、入学等支度資金		7,944
児童福祉施設運営等 費補助金	6,436 (6,295)	児童福祉施設運営費等補助金		6,436
児童福祉事業費	445,410 (226,037)	母子・婦人相談員費		52,459
		母子緊急一時保護事業費		6,519
		母子寡婦福祉センター等運営費		29,981
		母子家庭等日常生活支援事業費		3,560
		母子家庭自立支援給付金事業費 母子家庭自立支援教育訓練給付金事業、 母子家庭高等技能訓練促進費事業		292,724
		その他児童福祉事業費		60,167

※「本年度予算額」は、肉付補正を含む。

※（ ）内は前年度予算を示す。

IV 平成 23 年度予算概要

(単位：千円)

局・部（事業名）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率（％）
母子家庭生活資金等貸付金	5,000 (5,000)	母子家庭生活資金等貸付金		5,000
災害遺児基金造成費	3,000 (3,000)	災害遺児基金造成費 23年度末基金現在高見込 349百万円		3,000
特別奨学金支給費	14,446 (13,836)	特別奨学金支給費 技能習得資金、入学支度資金		14,446
特別奨学基金造成費	1,000 (1,000)	特別奨学基金造成費 23年度末基金現在高見込 558百万円		1,000
地域子育て支援事業費	152,126 (137,813)	地域子育て支援事業費		54,789
		さっぽろ子育てサポートセンター事業費 保育所の送迎など、会員組織により地域で子育て家庭を支援		12,599
		緊急サポートネットワーク事業費 臨時的・突発的な子どもの預かりなどに 対応するため、予め登録している地域の 人により子育て家庭を支援		11,900
		地域主体の子育てサロン設置事業費 地域が主体となる子育てサロンの立ち上げ や活動の支援		790
		児童会館子育てサロン運営費 99館		62,548
		子育てアドバイザー活動促進事業費 日曜ファミリー子育てひろば等における 子育てアドバイザーの活動機会の促進		900
		さっぽろ親子絵本ふれあい事業費 乳幼児健診等に絵本を配布し、読み聞かせ などを実施		8,600
子育て支援総合センター運営費	16,881 (17,538)	子育て支援総合センター運営費		16,881
子ども手当支給費	35,707,978 (29,204,798)	子ども手当費 中学校卒業までの児童を持つ父母等に 子ども手当を支給		35,707,978
児童扶養手当支給費	10,086,002 (9,934,639)	児童扶養手当支給費		10,086,002
仮称)北区保育・子育て支援センター整備費	232,000 (127,047)	仮称)北区保育・子育て支援センター整備費 市営住宅幌北団地2号棟に合築整備		232,000

※「本年度予算額」は、肉付補正を含む。

※（ ）内は前年度予算を示す。

IV 平成23年度予算概要

(単位：千円)

局・部（事業名）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率（％）
公立保育所運営費	782,425 (822,923)	公立保育所運営費 19か所		782,425
私立保育所運営費	17,473,476 (16,479,834)	私立保育所運営費 181か所		17,473,476
私立保育所運営費等 補助金	1,796,318 (1,683,123)	私立保育所運営費等補助金		1,796,318
保育事業費	1,419,983 (1,406,893)	地域子育て支援センター事業費 4か所		10,564
		病後児デイサービス事業費 4か所		31,438
		延長保育事業費補助金等 185か所（新規10か所）		1,091,326
		一時保育事業費補助金等 106か所（新規14か所）		77,055
		保育の質向上事業費 保育所において、研修参加等のため業務に 従事できない保育士の代替要員を配置		72,546
		休日保育事業費 日曜日、祝日における保育 4か所（新規1か所）		15,764
		家庭的保育事業費 家庭的保育者（保育ママ）による保育者の 居宅を活用した少人数保育を実施 居宅型 14人 グループ型 2人1組 定員 80人		73,800
		保育所事故調査研究事業費 保育所における事故事例の分析		3,517
		その他保育事業費		43,973
区保育・子育て支援 センター運営費	262,009 (271,351)	区保育・子育て支援センター運営費 6か所		262,009
保育所整備費	3,156,032 (2,741,205)	公立保育所解体費 廃園する保育所（2か所）の解体設計等		2,810
		私立保育所改築費補助金 6か所 定員増 180人		1,077,123
		私立保育所新築費補助金 12か所 定員 990人		1,542,450

※「本年度予算額」は、肉付補正を含む。

※（ ）内は前年度予算を示す。

IV 平成 23 年度予算概要

(単位：千円)

局・部（事業名）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率（％）	
認可保育所整備促進 事業費	5,000 (5,000)	私立保育所老朽改築費等補助金		112,264	
		老朽化が著しいために改築等を必要とする 私立保育所に対する補助 1か所			
		私立保育所分園整備費補助金		22,500	
		2か所 定員増 40人			
		私立認定保育所整備費補助金		187,185	
		市立幼稚園跡施設を活用した認定こども園 の開設に係る補助 2か所 保育所定員 90人			
児童福祉総合センター	5,264,477	私立保育所建物賃借料補助金		2,700	
		新規の分園に対する建物賃借料の一部補助			
		保育所用地等取得費		209,000	
		私立認定保育所用地の有償所管換を実施			
認可保育所整備促進事業費		5,000		5,000	
認可保育所の整備を促進するための設備 整備費の補助 1か所 定員増 60人					
<hr/>					
児童福祉総合センター	5,264,477	5,067,975	196,502	3.9	
児童相談所運営管理 費	521,037 (441,114)	児童相談所運営管理費		104,148	
		一時保護関係費		71,426	
		里親関係費		5,332	
		家庭児童相談員費		30,824	
		児童自立支援施設運営費負担金		65,491	
		北海道立大沼学園、向陽学院			
		先天性障がい児早期療育事業費		3,240	
		療育支援事業費		27,106	
		児童家庭支援センター運営費補助金等		49,366	
		児童福祉に係る24時間電話相談等 4か所			
		児童虐待防止対策事業費		9,454	
		児童虐待防止、早期発見のための体制強化等			
庁舎維持管理費		77,064			
子育て短期支援事業費		21,371			

※「本年度予算額」は、肉付補正を含む。

※（ ）内は前年度予算を示す。

IV 平成 23 年度予算概要

(単位：千円)

局・部（事業名）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率（％）
		ファミリーホーム整備費補助金		16,000
		少人数による家庭的養護を行うファミリーホームの開設に係る補助 2か所		
		児童養護施設等職員資質向上事業費		24,959
		児童養護施設等において、研修参加等のため業務に従事できない職員の代替要員を配置		
		児童相談体制強化プラン推進事業費		9,900
		24時間365日対応の「(仮称)子どもホットライン」の設置等		
		その他児童相談所運営管理費		5,356
児童福祉施設措置費	2,552,466 (2,393,559)	児童福祉施設措置費 児童養護施設等		2,552,466
児童福祉施設給付費	2,085,530 (2,128,523)	児童福祉施設給付費 障害児施設の利用契約制度における札幌市負担部分に係る経費		2,080,749
		自立支援法利用者負担減免事業費		4,781
		障害児施設の利用者負担減免に係る経費		
知的障害児施設運営管理費	30,924 (30,575)	知的障害児施設運営管理費 かしわ学園、はるにれ学園		30,924
発達医療センター運営管理費	32,368 (32,238)	発達医療センター訓練事業費		27,980
		難聴幼児療育事業費		4,388
肢体不自由児療育施設運営管理費	42,152 (41,966)	肢体不自由児療育施設運営管理費 みかほ整肢園、ひまわり整肢園		42,152

※「本年度予算額」は、肉付補正を含む。

※（ ）内は前年度予算を示す。

[母子寡婦福祉資金貸付会計]

(単位：千円)

局・部（事業名）	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	増減率（％）
子ども未来局	210,000	212,000	△ 2,000	△ 0.9
子育て支援部	210,000	212,000	△ 2,000	△ 0.9
母子福祉資金貸付金	198,000 (200,000)	母子福祉資金貸付金 修学資金等 12種類、貸付件数 428件		198,000
寡婦福祉資金貸付金	11,900 (11,900)	寡婦福祉資金貸付金 修学資金等 12種類、貸付件数 20件		11,900
事務費	100 (100)	事務費		100

※「本年度予算額」は、肉付補正を含む。

※（ ）内は前年度予算を示す。

V さっぽろ子ども未来プラン（札幌市次世代育成支援対策推進行動計画）

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」の成立（平成 15 年 7 月 9 日）に伴い、全国の地方公共団体に対し、次世代育成支援対策推進行動計画の策定が義務付けられた。これを受け本市では、他都市に先行して、平成 16 年 9 月に「さっぽろ子ども未来プラン（前期計画）」を策定し、子どもが生き生きと過ごし、自立した社会性のある大人へと成長できる社会づくりに向けて、全市的に取り組んできた。

しかし、札幌市の合計特殊出生率は、全国平均を大きく下回り、依然として少子化傾向がみられるとともに、児童虐待や保育所の待機児童問題など、喫緊に対応しなければならない課題が残っている。

こうした現状を踏まえ、前期計画での取り組みを継続しながら、子どもの権利保障に向けたさらなる取組やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などの新たな課題にも対応していくため、平成 22 年 4 月に「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」を策定した。

今後、計画を推進していく中で、子どもや子育て家庭のニーズの把握に努め、必要に応じて評価・見直しを行うとともに、子どもを含む市民や企業、関係団体と連携し、施策を進めていく。

なお、本計画は、これまで本市の子育て支援施策の総合的な計画として位置付けていた「札幌市子育て支援計画」及び本市青少年の育成のための理念と基本的な方向性を示した「札幌市青少年育成計画」を包含しており、また、本計画の保育に関する事項は、児童福祉法第 56 条の 8 第 1 項に基づく「保育計画」として位置付けている。

【 計画の体系 】 ※基本施策は省略

基本理念

子どもの権利が尊重され、子どもの輝きがすべての市民を結ぶまち

基本目標

- 1 子どもの最善の利益を実現する社会づくり
- 2 安心・安全な母子保健医療のしくみづくり
- 3 働きながら子育てできる社会づくり
- 4 すべての家庭の子育てを支援するしくみづくり
- 5 特別な配慮を要する子どもを支えるしくみづくり
- 6 子どもが豊かに育つ環境づくり
- 7 子どもと子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

VI-1 事業及び施策の概要～子ども育成部～

1 札幌市ワーク・ライフ・バランス推進事業

子どもを生み育てやすい社会を実現するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事のやりがいや責任と、家庭や地域での充実した生活が調和し、両立できること）に積極的に取り組む企業を独自の基準で認証し、さまざまな支援を行っている。

(1) 企業の認証

ワーク・ライフ・バランスの取組を宣言し、所定の申請を行った企業を、取組内容に応じて下記の各ステップに認証する。また、ウェブページにおいて、認証企業やその取組内容を紹介する。（平成 22 年度末認証企業数：258 社）

【ステップ 1】取組推進宣言企業：ワーク・ライフ・バランス取組推進宣言シートにより、取組内容を明らかにし、取組の推進を宣言する。

【ステップ 2】行動計画策定企業：次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、届け出ている。

【ステップ 3】先存取組企業：労働関係法令に基づく規定を上回る制度を規定している。

(2) 認証企業への支援

① アドバイザー派遣

従業員 300 人以下の認証企業に対し、更なる取組促進のため、札幌市に登録したワーク・ライフ・バランス推進アドバイザーを無料で派遣する。

② 助成金支給

従業員 300 人以下の認証企業に対し、下記の要件に応じて助成金を交付する。

ア 初めて育児休業取得者が出た企業：30 万円（1 回のみ支給）

イ 男性で連続 7 日間以上の育児休暇取得者が出た企業：10 万円（3 回まで支給）

③ 契約の優遇

札幌市競争入札参加資格者名簿に登録のある認証企業に対し、下記の優遇制度を設けている。

ア 物品・役務契約

各担当課において、指名競争入札の参加者や随意契約の相手方を直接選定できる契約手続きを実施する際に、優先的に選定する。

イ 工事契約

参加資格審査（工事）の際に、主観的評定点を加点する（5 点）。

④ 推進員養成研修

経営者や人事労務担当者を対象とした研修を実施する。

⑤ 産業振興資金借入利子相当額一部助成（平成 23 年度中に開始）

産業振興資金の新規借入企業に対し、借入初年の利子相当額の 50%を助成。

2 事業所内保育施設設置促進事業

ワーク・ライフ・バランス実現を目的とした、事業所内保育施設を設置する企業への設置費補助事業を、平成 23 年度中に開始する。

3 児童会館及びミニ児童会館事業

児童会館は、児童の文化的素養を培い、その福祉を増進するために設置された児童健全育成施設（児童厚生施設）で、児童の校外（放課後）生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通して、地域における児童の交流をより一層深めることを目的としている。

現在、児童会館は 104 館（平成 23 年 4 月現在）を数え、1 中学校区に 1 児童会館を基本とした整備計画は既に達成している。

児童会館の規模は、昭和 57 年度以降の整備では、敷地 1,200 m²に建物 480 m²を標準としており、施設内には、体育室、図書室、プレイルーム、クラブ室、事務室などがある。

また、平成 9 年度から整備を進めているミニ児童会館は、校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用して、平成 23 年 4 月までに 67 館設置しており、児童会館を補完するものとして児童の健全育成を図っている。

そのほか、児童会館では、夜間の時間帯において、児童の健全育成に資する団体等の占用利用を認めているほか、平成 18 年度から中・高校生の利用促進のため、週 2 回開館時間の延長（夜間利用）も行っており、夜間利用を実施する児童会館を段階的に拡大してきた結果、現在 103 館で実施している。

この児童会館及びミニ児童会館の運営管理は、財団法人札幌市青少年女性活動協会が行っている。（児童会館は指定管理）

なお、区民センター児童室は、当部が予算を統括し、区が運営しているが、順次、ミニ児童会館への転換を図ってきており、現在運営しているのは、西区児童室 1 か所のみである。

(1) 実施事業の内容

① 開館日・開館時間

ア 児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始を除く毎日の午前 8 時 45 分から午後 6 時まで（ただし、中・高校生の夜間利用日にあつては午後 9 時まで、占用利用にあつては午後 6 時 15 分から午後 9 時まで開館）

イ ミニ児童会館

日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始を除く毎日の児童下校時から午後 6 時まで（ただし、学校休業日は、午前 8 時 45 分から午後 6 時まで）

② 各種集い

各種集いを通じ、児童と地域住民等との世代相互の交流を深める。

◆ 工作会、スポーツ大会、鑑賞会、読み聞かせ、もちつき会など

③ クラブ活動

児童の自主活動グループの育成を目的として、児童の要求にあったクラブをつくり、継続的な活動を行う。

◆ 音楽、ダンス、スポーツ、生け花、野菜づくり、ボランティア活動など

④ 野外活動

自然に親しむ中で、情操豊かで人間性に富む児童を育成する。

◆ キャンプ、ハイキングなど

⑤ 自主活動

普段の自主的な活動の中で、異年齢間の交流を図る。

- ◆ 自由あそび、各種ゲーム（オセロ、トランプ、将棋など）、各種スポーツ（ドッジボール、バドミントン、一輪車など）

⑥ 学習支援活動

自主的に学習したいと思う子どもが、より意欲的に取り組むことができるような環境をつくる。また、遊びの要素を取り入れた学びの提供を行うなど、学習意欲を高めるような取組を行う。

- ◆ 「学習レシピ」（小学校教員のプロジェクトにより作成した指導員向けマニュアル）と学習図書の活用

⑦ 子ども運営委員会

子どもたちが、児童会館の運営等に自分たちの意見を反映させ、主体的に関わることによって、児童会館への愛着を深め、地域活動への関心を育む。

- ◆ 児童会館利用のルールづくり、各種事業の企画・運営への参画、地域との共催による行事の実施、利用者からの要望等の取りまとめなど

⑧ 合同行事

児童会館の枠を超えて、広く児童の交流・親睦を図る。

- ◆ ブロック別合同行事・・・お祭り、ウォークラリーなど

⑨ 子育て支援事業

就学前児童及びその保護者の支援を図る。

- ◆ 子育てサロン、各種遊びの紹介・実践など

⑩ 中・高校生の利用促進

週2回の夜間利用により中・高校生の利用を促進するとともに、中・高校生自身が自主的に企画した活動などを行う。

- ◆ スポーツ大会、クッキング、お祭り、乳幼児対象事業へのボランティア参加など

VI-1-3 児童会館及びミニ児童会館事業

(2) 児童会館建設状況

年度	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	年度計	累計
S24	中島										1	1
S33	(中島移転)										移転1	1
S35			新生								1	2
S38	円山										1	3
S40						豊平			手稲東		2	5
S44	山鼻										1	6
S47				北郷	(厚別)						2	8
S48		新琴似									1	9
S49			ひのまる								1	10
S50				菊水やよい							1	11
S52			伏古				清田				2	13
S53		篠路								手稲前田	2	15
S54								澄川			1	16
S55		新川			もみじ台						2	18
S56						西岡		藻岩	八軒		3	21
S57		屯田				平岸		藤野	西野		4	25
S58	緑丘		苗穂	東札幌		(豊平改築)		真駒内			新築4 改築1	29
S59	宮の森 (中島改築)		札苗		厚別西	東月寒				稲穂	新築5 改築1	34
S60	桑園	太平	(新生改築)				平岡		発寒北 (H2 発寒から改名)		新築4 改築1	38
S61		麻生 新琴似西	元町		厚別南	福住			山の手		新築6	44
S62	苗穂はるにれ			北東白石 東白石		中の島		南の沢		あけぼの	新築6	50
S63	幌西	篠路西	丘珠たから	菊水元町		美園				富丘	新築6	56
H元		新川中央	栄西		厚別東		北野		二十四軒	西宮の沢	新築6	62
H2		幌北	北光	柏丘			清田中央	石山 (所管換)	発寒	いなづみ	新築6 所管換1	69
H3	(山鼻移築)				しなの 青葉 (厚別廃止)	月寒	里塚		宮の沢		新築5 移築1 廃止1	73
H4		エルムの森		栄通	上野幌	西岡高台		常盤	平和		新築6	79
H5	(円山改築)	光陽	東苗穂			天神山		真駒内五輪		前田しらかぼ	新築5 改築1	84
H6	円山西町	百合が原 (H17上篠路から改名)			もみじ台 ふれあい		北野台			星置	新築5	89
H7		あいの里	北栄				美しが丘		八軒北	新発寒	新築5	94
H8	山鼻かしわ		丘珠ひばり 元町南			あやめ野		みすまい			新築5	99
H9										金山	新築1	100
H10		あいの里ひがし									新築1	101
H11							平岡みどり				新築1	102
H12				川北							新築1	103
H13									(手稲東改築)		改築1	103
H17		屯田北									新築1	104
H20				(北郷移築)							移築1	104
H22											-	104
計	10	16	13	9	8	11	8	9	10	10		104

(3) ミニ児童会館整備状況

年度	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	年度計	累計
H9				菊水小				南小			2	2
H10			札苗小						西野第二小	富丘小	3	5
H11		新琴似南小		北白石小	もみじ台小						3	8
H12					ひばりが丘小	東山小				前田中央小	3	11
H13		白楊小	苗穂小			西岡小					3	14
H14					厚別北小		真栄小			星置東小	3	17
H15	資生館小			本郷小	上野幌東小				発寒小	前田小	5	22
H16				白石小		あやめ野小 東園小		定山溪小			4	26
H17	中央小		中沼小	西白石小 南郷小		南月寒小 平岸小					6	32
H18	三角山小	拓北小				平岸高台小 豊園小		澄川南小 藤野南小	西園小	新発寒小	8	40
H19		新琴似小	北園小	大谷地小 平和通小 東橋小 上白石		旭小 羊丘小		澄川小	八軒西小 八軒小		11	51
H20		屯田北小		北都小			三里塚小		手稲東小		4	55
H21		太平小	元町小		厚別東小		清田緑小 美しが丘小				5	60
H22	伏見	新琴似西小	栄西小 東光小		もみじの丘小 (もみじ台小廃止)	みどり小		藻岩北小		新陵小	8	67
計	4	7	7	11	5	11	4	6	6	6	68	67

※資生館小ミニ児童会館は、平成16年4月開設

※中央小ミニ児童会館は、平成18年4月開設

※新琴似小、北園小、東橋小、上白石小、羊丘小、澄川小、八軒小ミニ児童会館は、平成20年4月開設

※北都小、三里塚小ミニ児童会館は、平成21年4月開設

※屯田北小、手稲東小ミニ児童会館は、平成21年6月開設

※太平小、元町小、厚別東小、清田緑小、美しが丘小ミニ児童会館は、平成22年4月開設

※伏見小、新琴似西小、栄西小、東光小、もみじの丘小、みどり小、藻岩北小、新陵小ミニ児童会館は、平成23年4月開設

VI-1-3 児童会館及びミニ児童会館事業

(4) 児童会館利用状況

年度 項目	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり
館数	104館		104館		104館		104館		104館	
延開館日数	30,802日		30,806日		30,786日		30,777日		30,865日	
利用者数	2,333,257人	76人	2,331,073人	76人	2,344,343人	76人	2,263,276人	74人	2,268,151人	73人
夜間占用 延利用件数	14,525件	月平均 12件	14,223件	月平均 11件	13,750件	月平均 11件	13,001件	月平均 10件	13,132件	月平均 11件
夜間占用 延利用者数	263,903人	18人	258,273人	18人	250,853人	18人	227,542人	18人	212,808人	16人
計	2,597,160人	84人	2,589,346人	84人	2,595,196人	84人	2,490,818人	81人	2,480,959人	80人
幼児	252,871人	(9.7%)	249,557人	(9.6%)	251,551人	(9.7%)	219,369人	(8.8%)	226,811人	(9.1%)
小学生	1,694,494人	(65.2%)	1,690,091人	(65.3%)	1,681,050人	(64.8%)	1,629,943人	(65.4%)	1,614,735人	(65.1%)
中・高校生	188,143人	(7.2%)	192,985人	(7.5%)	204,097人	(7.9%)	223,976人	(9.0%)	217,759人	(8.8%)
一般	461,652人	(17.8%)	456,713人	(17.6%)	458,498人	(17.7%)	417,530人	(16.8%)	421,654人	(17.0%)

(5) ミニ児童会館利用状況

年度 項目	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり
館数	40館		44館		51館		55館		60館	
延開館日数	10,611日		12,364日		15,008日		16,063日		17,710日	
総利用者数計	455,263人	43人	531,652人	43人	668,947人	45人	682,767人	43人	802,451人	45人
低学年	359,676人	(79.0%)	426,810人	(80.3%)	539,240人	(80.6%)	552,081人	(80.9%)	648,281人	(80.8%)
高学年	89,885人	(19.7%)	95,359人	(17.9%)	113,057人	(16.9%)	113,994人	(16.7%)	133,724人	(16.7%)
その他	5,702人	(1.3%)	9,483人	(1.8%)	16,650人	(2.5%)	16,692人	(2.4%)	20,446人	(2.5%)

(6) 区民センター児童室利用状況

年度 項目	18年度		19年度		20年度		21年度		22年度	
	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり	状況	1日1館 あたり
館数	1館		1館		1館		1館		1館	
延開館日数	246日		246日		243日		245日		244日	
総利用者数計	6,620人	27人	6,987人	28人	6,665人	27人	6,529人	27人	5,672人	23人
幼児	818人	(12.4%)	658人	(9.4%)	598人	(9.0%)	467人	(7.2%)	375人	(6.6%)
小学生	4,785人	(72.3%)	5,180人	(74.1%)	4,642人	(69.6%)	4,885人	(74.8%)	4,291人	(75.7%)
中・高校生	77人	(1.2%)	56人	(0.8%)	88人	(1.3%)	77人	(1.2%)	45人	(0.8%)
一般	940人	(14.2%)	1,093人	(15.6%)	1,337人	(20.1%)	1,100人	(16.8%)	961人	(16.9%)

(7) 児童会館館別利用状況（平成22年度）

区	児童会館名	開館日数 (日)	時間内利用		夜間占用利用		総利用者 (人)	【特記(再掲)】		
			利用者数 (人)	利用件数 (件)	利用者数 (人)	利用者数 (人)		児童クラブ出席 (人)	中高生夜間利用 (人)	子育てサロン参加 (組)
中央	中島	311	27,129	86	708	27,837	95	-	-	
	円山	296	28,327	174	3,723	32,050	11,396	1,385	1,853	
	山鼻	297	32,397	157	2,244	34,641	9,805	1,341	1,979	
	緑丘	297	24,253	162	3,107	27,360	8,381	1,478	1,330	
	宮の森	296	16,373	0	0	16,373	-	183	1,346	
	桑園	295	30,866	240	3,062	33,928	10,592	1,295	1,518	
	苗穂はるにれ	302	12,051	57	381	12,432	-	502	848	
	幌西	298	22,287	116	2,587	24,874	10,021	581	1,220	
	円山西町	297	13,254	124	1,905	15,159	4,462	181	-	
	山鼻かしわ	296	26,807	143	1,939	28,746	9,859	1,688	1,104	
北	新琴似	299	22,316	142	3,523	25,839	10,553	254	1,196	
	篠路	299	23,604	137	2,107	25,711	13,302	453	-	
	新川	298	26,138	205	3,122	29,260	15,337	753	1,209	
	屯田	299	22,046	169	2,187	24,233	11,972	537	913	
	太平	298	14,742	90	2,351	17,093	3,830	542	1,358	
	麻生	299	27,759	204	3,009	30,768	-	778	2,381	
	新琴似西	300	23,634	170	2,615	26,249	10,447	992	815	
	篠路西	295	24,114	61	967	25,081	12,154	1,638	997	
	新川中央	302	27,306	196	1,927	29,233	10,790	1,072	1,039	
	幌北	298	17,327	206	2,050	19,377	7,237	375	977	
	エルムの森	298	28,134	155	3,241	31,375	9,759	708	1,843	
	光陽	299	20,553	159	1,859	22,412	8,592	213	880	
	百合が原	295	22,633	82	1,247	23,880	12,978	836	883	
	あいの里	295	19,105	214	2,483	21,588	6,241	78	833	
あいの里ひがし	296	20,968	163	2,266	23,234	8,402	435	1,228		
屯田北	296	32,053	90	1,796	33,849	13,189	1,586	1,362		
東	新生	298	19,815	80	1,519	21,334	7,367	353	440	
	ひのまる	296	27,357	197	4,938	32,295	12,014	989	2,077	
	伏古	296	15,386	104	3,494	18,880	-	1,018	1,221	
	苗穂	296	21,972	56	328	22,300	10,032	1,193	883	
	札苗	296	32,604	119	1,948	34,552	12,295	1,151	1,558	
	元町	297	22,233	96	1,424	23,657	9,091	689	1,631	
	丘珠たから	296	24,862	203	3,168	28,030	9,013	1,661	1,310	
	栄西	304	28,611	189	4,717	33,328	13,160	1,347	715	
	北光	296	24,689	279	2,987	27,676	10,614	1,689	-	
	東苗穂	296	19,345	79	1,877	21,222	8,335	1,457	928	
	北栄	296	22,589	147	2,700	25,289	7,812	1,123	1,719	
	丘珠ひばり	296	20,799	46	920	21,719	7,764	1,187	820	
元町南	297	25,105	105	1,318	26,423	12,007	1,551	1,440		
白石	北郷	296	31,750	250	3,186	34,936	15,218	518	1,818	
	菊水やよい	295	17,778	94	1,471	19,249	5,535	384	1,272	
	東札幌	295	35,136	158	3,658	38,794	15,859	823	1,580	
	北東白石	296	19,955	209	3,693	23,648	9,478	549	783	
	東白石	299	19,724	123	979	20,703	8,429	274	1,534	
	菊水元町	296	22,818	141	1,489	24,307	11,841	538	1,081	
	柏丘	295	22,722	74	674	23,396	9,577	778	922	
	栄通	295	21,636	240	2,020	23,656	3,974	1,397	997	
川北	297	26,364	132	3,760	30,124	15,949	889	792		
厚別	もみじ台	296	16,678	50	1,094	17,772	9,358	152	899	
	厚別西	297	19,748	101	1,762	21,510	6,920	466	1,448	
	厚別南	298	25,712	137	1,667	27,379	12,499	247	1,513	
	厚別東	296	20,068	66	869	20,937	9,235	392	1,397	
	青葉	296	13,091	112	1,273	14,364	3,582	275	1,111	
	しなの	296	16,106	117	1,445	17,551	6,883	350	1,247	
	上野幌	296	23,167	80	854	24,021	5,445	2,027	961	
	もみじ台ふれあい	296	17,621	51	295	17,916	5,253	1,125	615	
豊平	豊平	300	28,419	361	5,404	33,823	15,307	251	1,412	
	西岡	294	13,247	98	1,198	14,445	6,261	427	909	
	平岸	298	20,645	94	2,819	23,464	-	1,260	2,163	
	東月寒	296	15,238	202	4,169	19,407	5,586	229	598	
	福住	296	19,853	288	4,410	24,263	7,799	312	2,361	
	中の島	296	23,120	70	1,198	24,318	9,298	1,023	1,010	
	美園	297	19,371	78	899	20,270	10,782	399	1,006	
	月寒	299	19,881	190	3,621	23,502	11,059	782	1,101	
	西岡高台	295	22,435	150	2,023	24,458	11,054	1,624	1,248	
	天神山	297	22,255	218	3,996	26,251	8,511	949	1,573	
あやめ野	298	23,339	218	2,892	26,231	12,016	869	907		
清田	清田	295	21,809	134	3,023	24,832	12,009	847	389	
	平岡	298	19,849	69	753	20,602	6,046	300	700	
	北野	297	27,154	151	2,803	29,957	11,550	1,464	857	

VI-1-3 児童会館及びミニ児童会館事業

区	児童会館名	開館日数 (日)	時間内利用 利用者数 (人)	夜間占用利用		総利用者 (人)	【特記(再掲)】		
				利用件数 (件)	利用者数 (人)		児童クラブ出席 (人)	中高生夜間利用 (人)	子育てサロン参加 (組)
清田	清田中央	297	23,927	115	2,628	26,555	12,936	566	909
	里塚	295	20,783	18	172	20,955	11,505	1,141	658
	北野台	295	26,853	168	2,768	29,621	15,643	947	900
	美しが丘	295	15,686	114	1,968	17,654	5,198	498	653
	平岡みどり	295	26,144	134	5,850	31,994	8,654	389	787
南	澄川	296	19,474	117	865	20,339	5,395	1,246	1,005
	藻岩	296	21,068	42	437	21,505	5,163	1,199	894
	藤野	295	19,129	85	2,293	21,422	4,775	1,228	1,145
	真駒内	296	17,319	52	405	17,724	6,021	799	789
	南の沢	295	17,795	48	947	18,742	9,526	795	450
	石山	296	13,042	61	794	13,836	6,020	680	699
	常盤	300	15,422	43	511	15,933	5,323	338	750
	真駒内五輪	295	22,593	28	138	22,731	12,000	1,027	882
	みすまい	296	12,881	51	874	13,755	3,473	763	358
	西	手稲東	295	21,765	59	1,269	23,034	8,860	507
八軒		295	23,423	84	1,213	24,636	9,995	660	1,709
西野		295	17,112	180	1,988	19,100	6,871	524	1,381
発寒北		295	21,678	109	2,397	24,075	5,824	1,322	1,199
山の手		296	24,262	51	557	24,819	9,056	706	1,673
二十四軒		297	24,155	115	1,750	25,905	13,940	210	1,018
発寒		296	15,126	148	2,053	17,179	5,009	507	1,162
宮の沢		295	22,573	218	3,945	26,518	10,417	404	2,015
平和		296	16,185	129	2,190	18,375	4,905	1,125	1,001
八軒北		296	19,492	188	2,563	22,055	5,138	1,664	1,227
手稲	手稲前田	296	25,584	78	1,130	26,714	14,984	242	1,053
	稲穂	296	18,666	51	846	19,512	7,273	1,177	864
	あけぼの	296	25,783	189	3,269	29,052	13,433	763	1,156
	富丘	296	20,685	10	170	20,855	8,741	1,305	929
	西宮の沢	296	28,963	86	1,298	30,261	10,498	1,183	1,433
	いなづみ	298	21,613	127	1,196	22,809	7,292	1,140	1,435
	前田しらかば	296	11,293	174	4,079	15,372	2,957	914	634
	星置	298	21,161	92	976	22,137	9,374	772	874
	新発寒	296	23,161	96	1,895	25,056	10,018	1,015	1,244
	金山	297	15,123	14	233	15,356	5,201	535	407

(8) ミニ児童会館館別利用状況 (平成22年度)

区	ミニ児童会館名	開館日数 (日)	利用者数 (人)	【特記(再掲)】
				児童クラブ出席 (人)
中央	資生館小	296	26,228	12,969
	中央小	295	14,740	9,160
	三角山小	295	8,143	1,185
北	新琴似南小	295	13,191	4,260
	白楊小	295	19,266	7,699
	拓北小	295	11,742	5,996
	新琴似小	295	19,127	9,249
	屯田北小	295	16,670	6,691
	太平小	295	7,927	4,681
	札苗小	296	15,484	8,536
東	苗穂小	296	14,397	10,570
	中沼小	296	7,793	2,262
	北園小	296	10,452	6,106
白石	元町小	296	15,018	8,192
	菊水小	295	13,050	4,396
	北白石小	295	10,086	5,361
	本郷小	296	16,712	7,383
	白石小	295	20,032	10,741
	西白石小	295	10,145	4,356
	南郷小	295	20,133	9,626
	大谷地小	295	17,376	8,308
	平和通小	295	10,074	4,750
	東橋小	295	12,107	8,308
	上白石小	295	11,792	5,869
厚別	北都小	295	8,875	3,979
	もみじ台小	296	7,605	5,807
	ひばりが丘小	297	13,102	6,804
	厚別北小	297	14,268	8,159
	上野幌東小	296	11,941	5,778
厚別東小	296	8,126	5,153	

区	ミニ児童会館名	開館日数 (日)	利用者数 (人)	【特記(再掲)】
				児童クラブ出席 (人)
豊平	東山小	294	17,597	11,471
	西園小	294	12,987	7,258
	あやめ野小	294	12,533	5,871
	東園小	294	12,715	8,341
	南月寒小	294	14,443	10,748
	平岸小	294	17,651	9,362
	豊園小	294	12,350	6,674
	平岸高台小	294	7,158	1,374
	旭小	295	8,401	5,000
	羊丘小	294	14,384	7,610
清田	真栄小	295	13,439	5,217
	三里塚小	295	12,544	3,525
	清田緑小	295	19,978	8,405
南	美しが丘小	295	9,592	4,166
	南小	295	11,560	3,849
	定山溪小	295	7,074	253
	澄川南小	295	8,995	2,356
	藤野南小	294	15,440	7,510
西	澄川小	294	16,821	8,782
	西野第二小	295	19,785	12,771
	発寒小	295	11,396	5,092
	西園小	295	16,457	7,573
	八軒小	295	12,141	7,673
	八軒西小	296	9,279	2,755
手稲	手稲東小	295	14,198	5,845
	富丘小	296	16,178	8,226
	前田中央小	296	14,127	5,759
	星置東小	296	17,490	8,429
	前田小	296	8,741	3,603
新発寒小	297	11,395	4,558	

4 放課後児童健全育成事業

本事業は、放課後帰宅しても適切な保護指導が受けられない留守家庭児童の保護について、保護者と行政が共にその責任を分かち合うという観点で、札幌市児童健全育成事業実施要綱を制定し、昭和 57 年度からスタートした。これは、昭和 56 年度まで無料であった留守家庭児童会と、これまでの多額の保護者負担のもとで児童育成に当たっていた民間共同学童保育所を一元化して、保護者負担の格差是正、不公平是正を図ることをねらいとしたものである。

この事業の実施に当たっては、留守家庭児童の健全育成事業を行う児童育成会を総括する児童育成会運営委員会を設け、学校施設方式（旧留守家庭児童会）の運営や会費の徴収を行うとともに、民間施設方式（旧民間共同学童保育所）には、その活動に対し一定の助成を行っており、平成元年 10 月 1 日には、その助成の基準となる同要綱について、さらに実状に合わせた内容となるよう改正した。

一方、平成元年 10 月 1 日、新たに札幌市留守家庭児童対策実施要綱を制定し、帰宅後家庭に保護者がいない児童の安全を確保し、健全に育成するための留守家庭児童対策として、児童会館内に児童クラブを開設してきた。さらに、平成 9 年度からは小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館の整備を図り、同様に児童クラブを開設している。

なお、「学校施設方式児童育成会」については、平成 11 年 9 月の社会福祉審議会の答申に基づき、順次ミニ児童会館（児童クラブ）へ転換を図ってきたことから、平成 20 年 4 月にそのすべての転換が完了し、学校施設方式児童育成会は廃止となった。このため、現在、本市の放課後児童健全育成事業は、児童会館・ミニ児童会館で開設する「児童クラブ」と、「民間児童育成会（旧民間施設方式）」の 2 形態で実施している。

また、民間児童育成会に対する助成金については、それまでの国基準を上回る内容であったため、限られた財源で、今後も適正かつ安定して継続することができる助成制度としていけるよう、平成 20 年度に国基準をベースに見直しを行っている。

(1) 児童クラブ

① 対象

小学校 1 年～ 4 年生（障がいのある児童は 6 年生まで）で放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な指導・援助が受けられない児童

② 運営方法

クラブ児童への一定の配慮をしつつ、一般来館児童や異年齢の集団生活を通して互いに交流し合うよう指導する。

③ 開設場所（平成 23 年 4 月現在）

市内児童会館 166 館（ミニ児童会館 67 館含む） 106 ページ以降参照

④ 事業内容

ア 開設日

日曜日、国民の祝日、振替休日、年末年始を除く毎日

イ 開設時間

下校時から午後 6 時まで。学校休業日は午前 8 時 45 分から午後 6 時まで

ウ 会費

無料（ただし傷害保険料として年間 1,500 円程度の実費負担あり）

(2) 民間児童育成会

① 対象（登録児童）

小学校 1 年～4 年生（障がいのある児童は 6 年生まで）で放課後帰宅しても保護者が就労などにより不在のため、適切な保護指導が受けられない児童

② 実施方法

札幌市が、留守家庭児童の健全育成事業を行うことを目的として設立された札幌市児童育成会運営委員会に補助金を交付し、札幌市児童育成会運営委員会が各民間児童育成会に対し助成等を行っている。

③ 助成か所数（平成 23 年 4 月現在）

48 か所（市内の民家等で開設）

④ 助成要件（平成 23 年 4 月現在）

ア 登録児童数

10 人以上（ただし、2 年以上継続して開設している児童育成会にあっては、当該年度の 5 月以降に登録児童数が 10 人未満となった場合、当該年度については、年度内運営支援費を支給している。）

イ 指導員の配置

児童数や運営内容などに応じた指導員を配置

ウ 指導内容

入会児童の望ましい交遊関係を育てるとともに、心身ともに健やかに育成するよう適正な遊びや生活の指導を行う。

エ 指導日

地域の実情等を考慮し、原則として年間 250 日程度開所する。

オ 指導時間

平日は 1 日平均 3 時間以上、長期休暇期間などの学校休業日は原則として 1 日 8 時間以上

カ 運営主体

5 人の委員からなる育成委員会（その地域の児童育成関係者 2 人以上を含む）により運営

キ 指導場所

継続的に、一定期間にわたって確保され使用できる場所

⑤ 保護者会費

民間児童育成会ごとに設定

(3) 開設状況

① 開設か所数・児童数（各年度4月末日現在）

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	箇所数	登録数	箇所数	登録数	箇所数	登録数	箇所数	登録数	箇所数	登録数
児童クラブ	139	7,554	150	8,090	152	8,343	159	8,493	166	9,408
学校施設方式	7	275								
民間児童育成会	53	1,110	52	1,134	52	1,160	51	1,149	48	1,267
合計	199	8,939	202	9,224	202	9,503	204	9,642	214	10,675

② 障がいのある児童の受入か所数・児童数（各年度4月末日現在）

区分	19年度		20年度		21年度		22年度		23年度	
	箇所数	登録数	箇所数	登録数	箇所数	登録数	箇所数	登録数	箇所数	登録数
児童クラブ	81	167	91	202	103	245	111	257	117	286
学校施設方式	6	12								
民間児童育成会	20	66	25	60	31	70	28	64	30	43
合計	107	245	116	262	134	315	139	321	147	329

③ 民間児童育成会助成か所数内訳（各年度4月末日現在）

登録児童数	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
10～19人	27	24	27	26	14
20～35人	22	21	16	17	23
36～45人	2	5	6	5	9
46～55人	2	2	2	2	1
56～70人	0	0	0	0	1
奨励費助成団体	0	0	1	1	
合計	53	52	52	51	48

5 放課後子ども教室モデル事業

国において、放課後などの子どもたちの安全で健やかな居場所の確保を図るための総合的な放課後対策として、平成 19 年 4 月に創設された「放課後子どもプラン」では、原則として、すべての小学校区において、「放課後子ども教室推進事業※¹」と「放課後児童健全育成事業」（留守家庭児童のための施策：27 ページ参照）を一体的あるいは連携して実施することとされている。

これを受け、本市では、平成 20 年 8 月に「札幌市放課後子どもプラン※²」を策定し、小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組のひとつとして、児童数が少なくミニ児童会館整備の優先順位が低い小学校などにおいて、子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに、子どもの健全育成を推進することを目的に、放課後子ども教室推進事業をモデル事業として実施している。

今後も教育委員会などの関係部局や関係機関との連携を図りながら、学校や地域の実情等に応じ、小学校区ごとに放課後の居場所を確保する取組等を推進していく。

※¹ 放課後子ども教室推進事業

すべての子ども（主に小学生）を対象として、安全・安心な活動場所（居場所）を設け、地域の方の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組を推進する事業

※² 札幌市放課後子どもプラン

計画期間は、平成 20 年度から平成 22 年度であり、以降は、「さっぽろ子ども未来プラン（後期計画）」に引き継がれている。

(1) 実施場所【開始年月】

- ① 藤の沢小学校 【平成 20 年 4 月】
- ② 北海道朝鮮初中高級学校 【平成 21 年 9 月】
- ③ 北区新川西地区の町内会館（西さっぽろふれあい会館及び新川公園会館）
【平成 23 年 3 月】

(2) 利用対象児童

実施校（北区新川西地区においては新川小学校）の児童

(3) 実施方法

P T A や町内会が主体となった地域住民団体等に管理運営を委託している。

6 少年の健全育成事業

(1) 少年団体・育成団体

① 少年団体

子どもたちが明るく伸び伸びと育つためには、大人たちの温かい愛情と思いやりが何よりも必要である。特に社会生活面からいえば、早くから自主的な社会参加や、連帯意識に目覚めさせ、社会の一員としての自覚を促すという点で、団体活動・グループ活動に参加することは、人間形成の重要な時期にある青少年にとって極めて大きな意味を持つものである。

このような視点から、本市においては、少年団体の育成、活動の促進、加入の促進などに力を入れている。

【札幌市内の主な少年団体】

平成 23 年 4 月 1 日現在

団 体 名	住 所	電 話	会 員 数 (人)
社 団 法 人 札 幌 市 子 ども 会 育 成 連 合 会	中央区南 1 条東 1 丁目 大通バスセンタービル 1 号館 3 階	211-3015	36,727
札 幌 市 ス ポ ー ツ 少 年 団	中央区中島公園 1-5 札幌市中島体育センター内	511-7787	9,262
ボーイスカウト 札 幌 地 区 委 員 会	豊平区平岸 4 条 14 丁目 3-40 北海道ボーイスカウト会館内	823-7121	685
ガールスカウト 札 幌 地 区 協 議 会	中央区北 2 条西 7 丁目 かでの 2・7 9 階	221-4811	269
札 幌 海 洋 少 年 団	南区藤野 4 条 9 丁目 3-33	737-6595	15
札 幌 鉄 道 少 年 団	中央区北 3 条東 13 丁目 J R 苗穂駅内	221-2535	55

各種少年団体は、青少年の健全な育成に大きな役割を果たしているが、特に子ども会については現在全市に 543 の単位子ども会が結成されており、約 9,000 人の育成者と約 28,000 人の子ども会員が、地域の住民活動と密接に結びついて多彩な活動を展開し、地域ぐるみの青少年育成に極めて大きな成果を上げている。

しかし、子ども会が結成されていない地区も多く、また、中心となる指導者（リーダー）がいないために十分な活動をする事ができない子ども会もあり、本市では子ども会のリーダー養成のほか、子ども会活動に対する市民の理解を深めるための PR 活動などを行い、子ども会活動の活性化と活動内容の充実を図っている。

VI-1-6 少年の健全育成事業

ア リーダー養成研修

子ども会活動の活性化を図るためには、活動の中心となる少年リーダーの養成が重要であることから、少年リーダー養成研修を実施している。

【基本研修】

地域の子ども会活動等の中心としてふさわしい資質を持った少年リーダーとなるよう、必要な知識及び技術の習得を目的に実施している。

研修名	対 象	研修期間
ジュニアリーダー養成研修	小学校5年生から	2年間（年5回程度）
ジュニアリーダー初級研修	中学1年生から（養成研修修了者）	2年間（年5回程度）
ジュニアリーダー中級研修	中学2年生から（初級研修修了者）	2年間（年5回程度）
ジュニアリーダー上級研修	高校1年生から（中級研修修了者）	2年間（年5回程度）

【実践研修】

少年リーダーは、実践研修としてそれぞれの子ども会や各区、地域において、さまざまな事業を企画・実施しており、こうした取組を通して、地域の子どもたちが主体的に参加する多様な体験活動機会が増え、多くの子どもたちに、その研修効果を還元している。

さらに、実践研修の場として、青少年キャンプ場やさっぽろ夢大陸「大志塾」といった事業にも取り組んでおり、札幌の子どもたちの体験活動を支えている。

イ 子ども会数・会員数

平成23年4月1日現在

区 名	子ども会数	会 員 数				
		小学生	中学生	高校生	育成者	計
中 央	35	1,315	117	26	608	2,066
北	104	5,713	213	42	1,647	7,615
東	72	2,767	361	136	1,227	4,491
白 石	34	1,748	240	42	571	2,601
厚 別	35	2,485	278	53	662	3,478
豊 平	45	1,866	263	52	695	2,876
清 田	49	1,871	207	46	892	3,016
南	73	3,141	335	52	1,209	4,737
西	52	1,717	169	53	620	2,559
手 稲	44	2,515	177	27	569	3,288
計	543	25,138	2,360	529	8,700	36,727

※ 小学生会員数には、準会員（就学前の幼児）の数を含む。

② 青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域において青少年の健全育成を推進するため、連合町内会単位（90 地区）ごとに設置されており、社会参加や多様な体験機会等の提供、安全・安心の環境づくりに関する活動などを行っている。

また、青少年育成委員会は、地域全体で子どもたちを育むために町内会、学校、PTAなどの関係団体と連携を図りながら、地域の特性を生かしたさまざまな活動を展開している。

昭和 61 年 4 月には、従来の委員個々の活動に主眼を置いた「青少年育成委員」制度から、地域において組織的に活動を行う「青少年育成委員会」制度に変更し、より一層地域に密着した活動を行っている。

ア 青少年委員会設置数及び委員定数

平成 23 年 4 月 1 日現在

区名	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	合計
設置数	16 地区	11 地区	10 地区	8 地区	6 地区	9 地区	5 地区	10 地区	8 地区	7 地区	90 地区
定数	258 人	241 人	221 人	176 人	121 人	189 人	106 人	169 人	179 人	136 人	1,800 人

注：定数の合計には局保留分の 4 人を含む。

イ 青少年育成委員会委員の任期 … 3 年（市長が選任） ※ 平成 6 年度までは 2 年

ウ 活動内容

- (ア) 社会参加や多様な体験機会等の提供
- ・スポーツ（地区運動会等）
 - ・文化、芸術（音楽会・百人一首等）
 - ・レクリエーション（三世代交流会・キャンプ・収穫体験等）
 - ・その他（子どもたちと大人の意見交流会等）
- (イ) 安全・安心の環境づくり
- ・地域安全パトロール
 - ・子どもにとって有害な環境の排除活動
 - ・その他(関係団体との情報交換・地域安全マップづくり等)
- (ウ) 研修会・学習会
- ・区青少年育成委員会委員研修会の開催
 - ・地区青少年育成委員会委員研修会の開催
 - ・関係団体等が実施している青少年健全育成に係る研修会への参加
- (エ) 広報啓発等
- ・広報紙の作成・回覧や、地域懇談会・講演会の開催
 - ・関係団体等との意見・情報交換会や、合同行事の実施

③ 財団法人札幌市青少年女性活動協会

財) 札幌市青少年女性活動協会は、昭和 54 年 3 月の札幌市青少年問題協議会からの建議（「青少年育成に関する当面の対策について」）に基づき、グループ活動における専門的な指導者（グループ・ワーカー）の安定的な確保と身分保障の確立を目指して、それまで任意団体であった「札幌市グループ・ワーク協会」を母体として、民間と行政が一体となって青少年の健全育成と青少年及び女性の社会参加を促進するために、昭和 55 年 4 月 1 日に設立された。（設立当初は財団法人札幌市青少年婦人活動協会。その後、平成 15 年 8 月 1 日に名称を一部変更し、財団法人札幌市青少年女性活動協会となった。）

現在では、学校や地域、企業等へ指導者を派遣し、グループ活動に関する専門的な立場からの指導助言や人材育成を行う他、野外活動やまちづくり活動を通じたさまざまな事業を展開し、地域における青少年育成等に取り組むとともに、多くの市有施設において指定管理業務を担い、市民活動の促進や課題を抱える若者への対応にも取り組んでいる。

ア 事務所 札幌市西区宮の沢 1 条 1 丁目 1 番 10 号 宮の沢若者活動センター内

イ 基本金 10,000 千円（札幌市が 50% 出資）

ウ 事業

(ア) 指導事業

a 自主事業

活動協会が自主的に行うグループ活動の指導及び指導者の養成業務（たきの森のようちえん、たきの森の学校、お父さんと過ごす週末キャンプ）や、自主運営施設として滝野自然学園の管理運営などを行っている。他に、子ども の体験活動を通じた健全育成活動を幅広く支援するため、こども基金「さっぽろスマイルキッズ」を設立し、市民活動団体等が行う対象事業に対し、助成を行っている。

b 受託事業

地域づくり事業等の企画や実行委員会運営、官民諸団体からの依頼に応じて行う指導業務及び指導者の養成業務（札幌都心にぎわいづくり事業「だい・どん・でん」、さっぽろ雪まつり関連事業）など。

(イ) 施設管理運営事業

児童会館（児童会館 104 館・ミニ児童会館 67 館）、こども劇場（こどもの劇場・こども人形劇場）、若者支援総合センター、若者活動センター、定山溪自然の村、札幌エルプラザ公共 4 施設（男女共同参画センター、消費者センター、市民活動サポートセンター、環境プラザ）、青少年山の家、北方自然教育園。

（平成 23 年 4 月 1 日現在）

(2) 少年国際交流事業

① シンガポール少年少女交流事業

アジア地域との交流を推進するとともに、国際的視野の広い青少年を育成することを目的に、昭和 63 年度からシンガポール共和国と本市の相互交流を実施している。

派遣は隔年で行い、派遣年度の翌年度にシンガポール共和国の少年少女を受け入れている。

平成 21 年度派遣事業が、新型インフルエンザ A (H1N1) 拡大の影響により直前に中止となったため、平成 22 年度は、21 年度派遣団員として決定していた参加者を対象とした派遣事業及びシンガポール共和国からの少年少女交流団受入事業を実施した。平成 23 年度は市内の中学 2 年生 14 人を派遣する。

② ノボシビルスク少年交流事業(姉妹都市少年交流事業)

ノボシビルスク市(ロシア連邦)との姉妹都市提携事業の一環として、両市相互に少年少女を派遣し各種の交流を行うことを通じて、相互理解と友好親善を深めるとともに、国際的視野の広い青少年の育成を図ることを目的として平成 3 年度から実施している。

派遣は隔年で行い、派遣年度の翌年度にノボシビルスク市からの少年交流団を受け入れている。

平成 22 年度はノボシビルスク市へ 9 人を派遣した。平成 23 年度はノボシビルスク市から少年少女訪問団 10 人を受け入れるとともに、平成 22 年 10 月に姉妹都市提携を結んだ大田広域市からの少年少女訪問団 10 人を受け入れ、3 都市による交流事業として実施する。

(3) 心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動

昭和 58 年 4 月に校内暴力等の解決を目的として、「青少年非行化防止札幌市民運動」がスタートした。同年、この運動を学校・P T A・地域関係団体が連携して推進するために、各中学校区単位に「中学校区非行化防止対策推進会」が発足した。

昭和 63 年には非行化防止を含めた「健全育成」を目的として、運動の名称を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動」と改めるとともに、団体名も「中学校区青少年健全育成推進会」と改称した。

現在、この市民運動は、中学校区青少年健全育成推進会、青少年育成委員会、町内会などが中心となり、「青少年を見守る店」登録推進活動をはじめ、街頭啓発、地区パトロールの実施など広範囲の活動を展開しており、地域全体で青少年の健全育成を進めている。

また、例年 7 月を「心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間」とし、諸活動を集中的に実施することにより、関係機関・団体、地域住民等の青少年の健全育成に対する共通の理解と認識を深め、各種活動への積極的な参加を促し、市民運動の一層の充実を図っている。

【心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動強調月間推進事業】

① 地域における子どもを見守る取組の推進

子どもの安全確保、青少年を取り巻く有害環境の排除など、地域が一体となった子どもを見守る取組を推進している。

VI-1-6 少年の健全育成事業

ア 地区パトロールの実施

イ 「青少年を見守る店」登録推進活動の実施

商店等に対して、登録店であることで、子どもたちに温かい気持ちとことばで接することや子どもの成長に悪影響を及ぼすような品物は子どもたちに売らない、見せないことなどを依頼している。

【登録店数の推移】

年度	19年度	20年度	21年度	22年度
登録店数	6,155	6,040	6,155	6,259

ウ 北海道青少年健全育成条例に基づく立入調査の実施

エ インターネット上の違法・有害情報から子どもたちを守るための啓発活動の実施

② 各種研修会の実施等

区民の集い、地区懇談会、研修会等の開催、街頭啓発活動などを実施し、市民の青少年の健全育成に対する意識の向上を図っている。

(4) 少年育成指導員による指導・相談

喫煙や怠学など子どもの問題行動に対応するため、子ども未来局及び各区役所に少年育成指導員を配置し、駅・バスターミナル・繁華街・商業施設などを巡回して声かけや指導等を行い、子どもが抱えている悩みを少しでも解消できるよう積極的な対話に努めるとともに、地域の諸団体へ青少年の健全育成・非行化防止に向けた取組の支援を進めるほか、子どもの問題行動や友人、親子関係などに関わる各種の相談にも対応している。

【指導対象者内訳】

(単位：人)

	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	不明	合計
20年度	524	743	891	530	414	351	4	3,457
21年度	969	822	760	412	290	269	9	3,531
22年度	1,530	1,230	737	378	278	129	0	4,282

【指導内容内訳】

(単位：件)

	喫煙	不良交友	不健全娯楽	乱暴	無断外泊	怠学	不健全性行為	家出	飲酒	その他	合計
20年度	1,352	10	1,028	3	0	527	6	1	13	517	3,457
21年度	990	22	1,452	0	5	441	4	0	4	613	3,531
22年度	767	7	2,236	7	0	632	19	0	3	611	4,282

【相談対象者内訳】

(単位：人)

	小学生以下	中学生	高校生	その他学生	有職少年	無職少年	成人	不明	合計
20年度	14	56	12	-	-	4	-	2	88
21年度	7	25	11	1	1	6	1	6	58
22年度	8	23	24	1	1	0	1	1	59

【相談内容内訳】

(単位：件)

	家庭生活	学校生活	不良行為	不登校	個人的な 悩み	その他	合計
20年度	17	10	24	19	5	13	88
21年度	3	7	17	11	4	16	58
22年度	25	9	13	8	1	3	59

(5) 子どもの権利の推進

① 子どもの権利の普及啓発

子どもの保護と基本的人権の尊重を目的として平成6年に批准・発効した「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」（以下「条約」という。）には、批准国に広報義務を定めている。札幌市においても、平成7年に、条約の外務省訳「児童の権利に関する条約」を発行するとともに、同年から毎年、小・中学生向けの啓発パンフレットを作成し配布するなど、市民一人ひとりが、子どもの権利についての理解を深め、子どもの権利がより一層保障されるよう広報普及に努めてきた。また、平成13年度から子どもの意見表明権等を体现する場として「子ども議会」を開催している。

平成20年11月には、条約で保障されている子どもの権利に対する理解を一層深め、市及び市民が一体となって子どもの権利の保障を進めることを目的として、子どもにとって大切な権利とそれを保障するための仕組み等をより分かりやすく、具体的に定める「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下「条例」という。）を制定し、平成21年4月1日に施行した。

平成23年度は、条例に定める「さっぽろ子どもの権利の日」（毎年11月20日）を中心とする啓発行事、パンフレットやニュースレターの配布、出前講座の活用等により、子どもの権利の普及啓発及び理解促進に取り組むほか、職員向けに子どもへの情報発信及び子どもの参加を進めるための指針となる手引きの活用を図るとともに、外部の有識者である「子どもの権利推進アドバイザー」の助言等を得ながら、施策の充実を図る。さらには、地域で子どもの育ちに直接関わる方などが子どもの参加を進めるうえでの技法等を学ぶための、「子どもサポーター養成講座」の開催、市民向けの子どもの参加に関する手引きの活用など、地域等における子どもの参加を支援する。

なお、小・中学生向けの啓発パンフレットは、条例の制定を機に、その内容を踏まえた内容とし、毎年、小学4年生及び中学1年生を対象に配布している。

〈子ども議会〉

子ども議会は、子どもたちが子ども議員として、それぞれ10人程度の委員会に分かれ、およそ3か月にわたり話合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。そして、札幌市議会議場を利用して行われる本会議で提案し、市長等が答弁している。

平成22年度は、市内の小学5年生から高校2年生の子ども議員59人が、4つの委員会に分かれて、札幌市に対しての提案を行い、市長をはじめ、副市長・関係局長等が答弁した。また、子どもたちの活動をサポートする大学生10人もスタッフとして参加した。

子ども議会は、子どもたちが市政へ参加し、意見表明する機会と位置付けており、提案については、翌年度以降も各関係部局に対して、その検討・実施状況について照会を行い、結果をウェブページに公開するなどしている。

開催年度	議員数	委員会開催回数	提案内容
20年度	60人 ・小学生 34人 ・中学生 23人 ・高校生 3人	8回	・近所付き合いのあるまちづくりについて ・環境問題への取組について ・いじめの問題を解決することについて ・安心して交通機関を利用できることについて ・子どもの安全を守るためのパトロールについて ・児童会館の利用促進について
21年度	41人 ・小学生 16人 ・中学生 19人 ・高校生 6人	8回	・いじめ問題の解決について ・魅力ある札幌の観光について ・札幌の交通安全について ・ワークライフバランスの普及について ・ごみ問題への取組について
22年度	59人 ・小学生 29人 ・中学生 24人 ・高校生 6人	8回	・雪まつりでの市民によるおもてなしについて ・地域の防犯について ・子どもの読書の推進について ・市民の緑化への関心を高めることについて

※ 委員会開催回数には本会議を含む。

② 札幌市子どもの権利に関する推進計画

条例第 46 条に基づき、同条例の理念の実現に向け、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるため、札幌市子どもの権利委員会からの答申を踏まえて、「札幌市子どもの権利に関する推進計画」を平成 23 年 3 月に策定した。

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、
自立性と社会性を育むまちの実現」

【基本目標】

- 1 子どもの意見表明・参加の促進
- 2 子どもを受け止め、育む環境づくり
- 3 子どもの権利の侵害からの救済
- 4 子どもの権利を大切にする意識の向上

③ 札幌市子どもの権利委員会

札幌市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）は、子どもの権利に関する施策の充実を図るとともに、子どもの権利の保障の状況を検証することを目的に、条例第 47 条に基づく市長等の附属機関として平成 21 年 11 月 30 日に設置した。委員は、条例で、学識経験者のほか 15 歳以上の子どもを含む市民のうちから委嘱することと規定しており、平成 23 年 4 月現在、1 名（就任時 3 名）の高校生が委員に就任している。

(6) 子どもの学びの環境づくり

不登校の原因は複雑多岐にわたり、中には学校復帰が困難な子どもも少なからず存在する。フリースクール等の民間施設は、このような子どもたちのセーフティーネットとして重要な役割を担っているが、経営基盤は脆弱で継続的かつ安定した活動が困難な状況にある。子どもの学びの環境を整えるために、こうした民間施設に対する支援のあり方について調査検討を進める。

(7) その他少年健全育成事業

① 札幌市青少年問題協議会

札幌市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）は、地方青少年問題協議会法の規定に基づき、昭和28年11月7日に札幌市青少年問題協議会条例（昭和28年条例第46号）を制定し、市長の附属機関として設置された。

協議会の任務は、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の、①樹立につき必要な重要事項を調査審議すること、②適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ることであり、これらの事項に関して、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し意見を述べるができる。

昭和51年度からは、協議するだけでなく、社会的、時代的問題やその背景について調査分析し、その結果に関して専門的に審議することとなった。

なお、当協議会はこれまでに次のとおり建議書を提出し、本市青少年施策の指針となっているところであり、本市では、平成8年6月になされた提言を基本的な指針として、平成9年5月に札幌市青少年育成計画を策定した。

現在、札幌市青少年育成計画については、「さっぽろ子ども未来プラン」（札幌市次世代育成支援対策推進行動計画）に包含されている。

建 議 名	年月	内 容	具体的な施策等
青少年育成に関する当面の対策について	昭和53年3月	① 青少年育成目標の設定 ② 青少年グループ活動の推進方策 ③ 住民組織活動の方向性 ④ グループ活動専門指導者の確保 ⑤ 青少年育成施設の整備	① 項目の追加・訂正 ② 親の啓発、少年リーダー研修 ③ 研修、学校との連携 ④ 専門指導者の養成 ⑤ 体育館、勤労青少年ホーム、野外活動施設等の拡充
青少年の問題行動に関する当面の対策について	昭和55年6月	<問題行動の現状> 女子・中学生非行の増加、低年齢化 <問題行動への対策> 家庭教育の充実強化、連携強化、 有害環境の浄化、広報啓発活動の強化	○「家庭の日」の設定 ○父親教育の実施 ○カウンセラーの配置 ○営業者に協力要請 ○マスメディア対策 ○有害自販機の排除 ○広報啓発活動
青少年対策に係る長期構想	昭和57年12月	① 家庭教育の強化 ② 学校教育の強化 ③ 社会教育の振興 ④ 家庭・学校・社会教育連携強化 ⑤ 社会環境の条件整備 ⑥ 札幌市政への提言	(家庭) ○啓蒙活動 ○幼児をもつ家庭対策 ○講座の充実 (学校) ○クラブ活動・特別活動の充実 ○教育相談機能の重視 ○情熱的な教師の採用 (地域社会) ○施設運営の改善 ○芸術大学の誘致 ○芸術村の建設 ○図書館のネットワーク化
青少年の社会参加を促す地域社会の役割について	昭和62年9月	<青少年の社会参加の現状と課題> 社会参加機会の不足、促進条件 <地域社会の果たすべき役割> 集団活動への参加促進、活動の場の提供、 活動の機会の提供、リーダーの育成	○社会参加促進モデル地区の設定 ○実践活動の紹介 ○活動に対する評価制度の検討 ○各種審議会への登用 ○青少年センターの整備・拡充 ○青少年行政の調整機能の充実・強化
札幌市青少年の望ましい育成の在り方について	平成8年6月	<育成ビジョン> 北の風土に根ざし共に生きていく社会をつくる心豊かでたくましい青少年の育成 <基本的な視点> 青少年を主体、共生社会など5項目 <現状認識と基本的な課題> 体験の不足、挑戦する機会の喪失 <推進の方向> 青少年を育てる、青少年を見守る	○外国人とふれあう会の開催 ○自然を重視したキャンプ場の整備 ○青少年ボランティアセンターの設置 ○学校における体験学習の充実 ○青少年関連事業についての情報提供 ○しゃべる集い～私も一言～の継続開催 ○新青少年センターの建設と情報一元化

② 優良青少年及び青少年育成者表彰

「札幌市優良青少年及び青少年育成者表彰」制度は、昭和 41 年に善行青少年表彰として創設されたものを、昭和 47 年度から青少年と青少年団体に加え、青少年育成者をその対象とするよう改変し現在に至っているものである。

この表彰は、札幌の青少年の健全な活動を推進し、地域社会の健全育成に寄与している青少年及び青少年団体並びに青少年の育成指導に貢献している育成者に対し、その功績をたたえるとともに、以後の活動を期待して表彰するものであり、これまでに 1,983 件の表彰を行った。(青少年 660 人、青少年団体 488 団体、青少年育成者 835 人)

③ さっぽろ少年 6 団体交流事業『友遊K i D' S ランド』

市内で活動する少年 6 団体（子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団、海洋少年団、鉄道少年団）が、日頃の活動成果の発表する機会を提供するとともに、来場した一般の子どもたちが楽しく参加できる催しを企画し、来場者と各団体会員との交流を通じて各団体の積極的な活動の拡大及び活性化を図ること目的とし、子どもたちの手による子どもたちのためのお祭りとして開催している。

平成 22 年度は、10 月 16 日（土）にコミュニティドーム「つどーむ」で開催。スタンプリナー、出店、PR コーナーなど盛りだくさんの催しを行い、子どもたちをはじめ 3,004 人が参加した。

平成 23 年度は、10 月 15 日（土）に「つどーむ」において開催する予定である。

④ こどものまち「ミニさっぽろ」

本市の将来を担う子どもが、就労体験を通して働くことの楽しさや大切さ、世の中の仕組みなどを学ぶとともに社会性や協調性そして自立心を養う機会とし、子どもの健全な成長に資すること、また、子どもが主体的にミニさっぽろ市という疑似空間に参加することにより、就労による納税などを通して、本市のまちづくりの基本となる市民自治意識のかん養を図るとともに札幌市民憲章の普及・啓発の機会とすることを目的に実施している。

事業内容は、市内の小学校 3・4 年生を対象とする参加者が仮想のまちである「ミニさっぽろ市」での擬似的な就労体験により地域通貨の給料を得て、消費生活等の市民体験を行う。なお、源泉徴収により給料から市税を納めさせ、参加者自身の就労活動が市の運営に寄与することを理解させるとともに、その給料の使途等市内の行動は参加者自身が自由に決定することで自主性を養う。実施に当たっては、企業協賛金のほか各ブースの企画運営を含め、積極的に企業の協力を得るとともに、学生や子ども等の市民ボランティアの協力を得ることにより、民間との協働を実現し、効率的な事業実施を図っている。

平成 22 年度は、10 月 2 日（土）～ 3 日（日）にアクセスサッポロにて開催。両日で 3,403 人の子どもが参加し、会場内に設置した 51 のブースで体験活動を行った。

平成 23 年度は、10 月 1 日（土）～ 2 日（日）にアクセスサッポロにて開催する予定である。

⑤ プレーパーク推進事業

子どもの体験活動機会の充実を図ることは、子どもの最善の利益を実現するための権利

条例に定める「豊かに育つ権利」を保障し、子ども・若者育成支援推進法において求められる札幌市の責務である子どもの健やかな成長を推進するうえで不可欠であることから、札幌の未来を担う子どもが自立性や社会性等を身に付け、豊かな人間性を育むことを目的に、プレーパーク推進事業を実施する。

プレーパークは、地域住民等が既存の公園等を活用して、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーに、規制を極力排除した子どもの遊び場であり、「冒険遊び場」とも呼ばれている。

事業実施に当たっては、地域住民等が主体的にプレーパークを開催・運営することにより、子どもにとって身近な地域で主体的な活動が展開できるうえ、地域の中で子どもに関する市民活動の醸成、市民自治の実践活動の推進、地域交流の場として地域コミュニティの形成や活性化も期待されることから、担い手を発掘し市民の理解・協力を得るため、積極的に普及啓発を行うとともに、活動の円滑な実施や定着を図るための活動助成等を実施する。

(8) 少年関連施設

① こども人形劇場「こぐま座」

子どもたちに夢のある人形劇を提供し、豊かな情操を育むとともに、人形劇団やサークル、グループなどを育成することを目的とし、昭和 51 年 7 月に中島児童会館に隣接して開館した。公立の人形劇専門の劇場としては全国初の施設である。道内外の劇団により、毎週土、日及び祝日に公演する一般公演と、子どもたちの春・夏・冬休み期間に開催する特別公演が行われている。

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 札幌市中央区中島公園 1 番 1 号中島公園内 (Tel 512-6886)
- (イ) 建築面積 137.17 m²
- (ウ) 構造 鉄骨造一部木造平屋建
- (エ) 利用時間 9 時 00 分～22 時 00 分 (日曜日：9 時 00 分～17 時 00 分)
- (オ) 休館日 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)、12 月 29 日～1 月 3 日
- (カ) 利用料金

単 位		利 用 料 金
1 回の 公演に つき	同一のプログラムによる上演が 1 回の場合	入場料等の総額の 5%に相当する額
	同一のプログラムによる上演が 2 回以上の場合	入場料等の総額の 10%に相当する額

- (キ) その他 楽屋、美術工作室等は、中島児童会館施設を利用
- (ク) 管理運営 指定管理者である財団法人札幌市青少年女性活動協会が管理運営を行っている。

イ 利用状況

利用区分 など 年度	観劇者数 (人)				出演者などの数 (人)			利用者 総数 (A+B) (人)	上演 回数	上演 日数	仕込み リハ・ 研修 日数	平均観 劇者数 (人)
	3歳 以下 (無料)	招待	有料	計 (A)	出演者 (含リハ)	研修・ 見学者	計 (B)					
20年度	1,339	575	10,676	12,590	3,772	2,795	6,567	19,157	218	143	259	57.8
21年度	985	559	8,427	9,971	3,605	5,343	8,948	18,919	182	117	263	54.8
22年度	1,216	492	8,654	10,362	2,813	2,276	5,089	15,451	212	146	233	48.9

ウ 主催事業

人形劇の質的向上を図り、市民に人形劇を定着させることを目的として、多くの団体に公演の機会を提供しているほか、人形劇の初心者向けに人形の制作や舞台美術・脚本等を指導する講習会を開催している。

【主な事業】

事業名	回数等	22年度参加人数
中島児童会館合同事業（あそびの研究所等）	全43回	525人
中島児童会館・こぐま座開館記念祭	1日間	682人
こぐま座プロデュース人形劇公演	4ステージ	266人
こども人形劇団	通年45回	670人
こども人形劇団発表会	年1回	153人
ゴールデンウィーク企画（やまびこ座同時企画）	4日間	293人
初心者のための人形劇講座	全12回	124人
初心者のための人形劇講座発表会	年1回	100人
こどものための舞台体験プログラム	全2回	42人
腹話術初心者入門講座	全2回	57人
合 計		2,912人

② こどもの劇場「やまびこ座」

人形劇、児童劇等の分野における創作、発表、鑑賞などを通して、子どもたちの情操の養育を図り、もって子どもの健全育成に資することを目的に、昭和63年8月に開館した。

この劇場は、ホールのみでの施設である「こぐま座」と比較して、美術工作室、研修室などの施設が充実しているため、人形劇や児童劇などの上演のほか、人形や舞台のセット作りや人形展示など多彩な利用が可能である。

ア 施設の概要

- (ア) 所在地 札幌市東区北27条東15丁目 (TEL 723-5911 FAX 723-5934)
- (イ) 敷地面積 4,500.32 m²
- (ウ) 建築面積 1,032.47 m² (ホール定員 300人)
- (エ) 延床面積 1,495.37 m²

- (オ) 構造 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階建2階建
 (カ) 利用時間 9時00分～22時00分（日曜日：9時00分～17時00分）
 (キ) 休館日 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日
 (ク) 管理運営 指定管理者である財団法人札幌市青少年女性活動協会が管理運営を行っている。
- (ケ) 利用料金

【育成団体等が公演のためホールを利用する場合】

単		位	利 用 料 金
1回の 公演に つき	同一のプログラムによる上演が1回の場合		入場料等の総額の5%に相当する額
	同一のプログラムによる上演が2回以上の場合		入場料等の総額の10%に相当する額

【その他の使用の場合】

種 別	使用時間	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホ ー ル		13,000円	19,000円	20,700円	50,500円
会 議 室		1,100円	1,600円	1,800円	4,300円
研 修 室		2,200円	3,200円	3,500円	8,600円
美術工作室		2,500円	3,700円	4,000円	9,700円

イ 利用状況

室名 区分		ホール	会議室	研修室	美 術 工作室	計	ロビー、 展示室等
定員 面積		300人 370㎡	16人 40㎡	40人 80㎡	48人 90㎡		
20 年 度	件 数	719	336	541	450	2,046	——
	利用人員	28,135	2,239	6,827	4,450	41,651	10,807
21 年 度	件 数	684	288	478	476	1,926	——
	利用人員	26,502	2,030	6,541	5,149	40,222	12,679
22 年 度	件 数	709	397	487	566	2,159	——
	利用人員	28,892	3,343	6,202	6,818	45,255	8,366

VI-1-6 少年の健全育成事業

【ホール利用内訳】

利用区分 など 年度	観劇者数(人)				出演者数 等(含リハ) (人)	利用者数 総(人)	上演 回数	上演 日数	仕込み リハ 研修 日数	平均観 劇者数 (人)
	3歳 以下 (無料)	招待	有料	計						
20年度	1,676	2,062	15,102	18,840	9,295	28,135	216	147	124	87.2
21年度	1,219	1,338	14,147	16,704	9,798	26,502	194	130	145	86.1
22年度	1,122	1,264	15,407	17,793	11,099	28,892	201	131	156	88.5

ウ 主催事業

人形劇等各種講習会のほか、やまびこ座プロデュースによる児童劇公演や人形劇祭等、幅広い子ども文化の普及活動を行っている。

【主な事業】

事業名	回数等	22年度参加人数
やまびこ座夏まつり	年1回	2,167人
読み語りの会	年35回	1,289人
やまびこ座プロデュース公演	4ステージ	576人
やまびこ座・こぐま座プロデュース人形劇	8ステージ	953人
札幌人形劇祭	2日間	548人
子どものための舞台体験プログラム	全4回	128人
元町北小学校アウトリーチ事業	年13回	1,696人
ざ・にんぎょうじょうりゅうユースクラス	全25回	388人
ざ・にんぎょうじょうりゅうユースクラス発表会	年1回	64人
やまびこ座遊劇舎	全34回	879人
やまびこ座遊劇舎発表会	年1回	244人
劇☆やまびこ座YOUTH	全33回	529人
劇☆やまびこ座YOUTH発表会	年1回	176人
人形浄瑠璃講習会	全20回	83人
人形浄瑠璃講習会発表会	年1回	64人
東区市民劇団育成事業	全67回	1,180人
初心者のための舞台照明講座	全3回	41人
手作り絵本講習会	全2回	44人
ゴールデンウィーク企画(こぐま座同時企画)	4日間	293人
札幌・ノボシビルスク姉妹都市提携20周年記念人形劇	2ステージ	188人
合計		11,530人

③ 青少年キャンプ場

市内の青少年を主体に、キャンプを通して団体生活と共同精神の醸成を図り、たくましい心と丈夫な体作りを行うことや、市民のふれあいの場を提供することを目的に、市内3か所に青少年キャンプ場を設置している。

施設の利用については無料であるが、まき代等の実費負担がある。

【青少年キャンプ場の概要と利用状況】

名 称	開設年月	定 員 (人)	面 積 (㎡)	利用状況		開設期間	
				平成 22 年度		平成 22 年度	平成 23 年度
				団 体	人 数		
豊平区西岡 青少年キャンプ場	昭和54年 7月	240	76,987	34	2,842	通年	通年
厚別区小野幌 青少年キャンプ場	平成12年 6月	200	10,547	30	1,631	6/12 ～9/12	6/11 ～9/11
手稲区 青少年キャンプ場	平成3年 10月	150	33,131	12	462		

※ 平成22年度は、西岡及び手稲区青少年キャンプ場の近隣において、熊が出没したことから、安全が確認されるまで利用を停止した。